

五 条約批准関係（条約実施関係を含む）

524

昭和5年5月10日 在イタリヤ吉沢臨時代理大使より
幣原外務大臣宛（電報）

下院におけるグランディ外相のロンドン軍縮
会議に関する演説について

ローマ 5月10日後発
本省 5月11日前着

第三八号

下院ニ於テ七日ヨリ開催セラレタル外務省予算審議ニ際シ
討論者ハ殆ト総テ倫敦ニ於ケル伊国全権ノ態度ヲ是認シ中
ニハ明ラ様ニ仏ノ反伊政策ヲ難スル者モアリタルカ九日
「グランディ」ハ二時間半ニ亘ル演説ヲ試ミ最近ニ於ケル重
要ナル外交問題トシテ先ツ海牙賠償會議ニ於テ伊国ノ達成
シタル処ヲ述ヘタル後倫敦會議ニ言及シ同會議ニ於テ伊国
ノ主張シタル処ハ単ナル仏伊均勢ニ非ス各国間ニ平等信義
ノ維持ヲ理想トスル新國際法理ニ基クモノニシテ一定ノ軍
備ヲ絶對的ニ必要トシ又一定ノ保障ヲ必要トスルハ其ノ達
成セラレサル曉ニ於ケル軍拡ノ口実ヲ予メ用意スルモノナ

第一五二号

5 条約批准関係

倫敦条約ニ関スル上院外交委員会聴取会ハ十二日ヨリ開カ
レタルカ同日及十三日ノ両日ニ亘リ國務長官ハ（一）「パリテ
イ」ノ基礎ヲ戰闘ニ從事スル艦艇ノ勢力均等ニ求ムルコト
問題ノ解決ノ唯一ノ方法ナリ（尚長官ハ商船隊海軍根拠地
等ヲ考慮ニ入ルルトキハ問題ノ解決ハ不可能ナリト言ヘ
リ）（二）条約ハ各艦種ニ付對英「パリテイ」ヲ確保スルモノ
ナルカ巡洋艦ニ関シテハ八吋砲艦ヲ英米ノ現計畫十九隻對
二十三隻ト略同比例ノ数トシ六吋砲艦ニ付テハ現存英米勢
力ノ開キヲ極メテ小ナラシメタリ又八吋砲艦ノ性能ハ未タ
疑問トセラルル処米國ハ同巡洋艦勢力ヲ八吋及六吋型ニ略
均分シ且將來八吋砲艦ノ性能明カトナル際ニ備フル為六吋
砲艦ヲ増加シ得ル「オブション」ヲ保有セリ（三）主力艦ニ付
キ多大ノ削減ヲ見タル外補助艦ニ付テモ寿府會議當時ノ英
國提案ニ比シ削減アリ（四）条約第二十一条ハ英國ノ立場ヲ顧
慮セル結果ナルカ之ヲ濫用セハ世界輿論ノ反對ヲ受クヘシ
トノ趣旨ノ説明ヲ為シ尚英國政府ノ努力ニ賛辞ヲ呈シタル
カ（五）日本トノ關係ニ付テハ大要左ノ通述ヘタリ
日本ハ華府條約ノ比率ヲ補助艦ニ適用スルコトニ同意セス

リトテ仏ノ態度ヲ難シ三国ニ付テハ單ナル制限ニ過キサ
ルモ關係國間ノ均衡ヲ定メ將來縮少ノ出發点ヲ与ヘ又財政的
軽減ヲ結果シタル点ニ於テ祝福スヘク且ツ本協定ハ欧州軍
縮討議實現ノ緒トナルヘク然ル場合ニ於テ伊國ハ直ニ協議
ニ入ルノ用意アリ「フアシスト」伊國ハ會議ニ於テ單ナル
海軍軍縮問題ヲ離レ國家間ノ平等正義ノ精神ニ基キ各自ノ
「プレステイヂ」維持發揚ニ努メ此ノ点ニ於テ善ク伊國
ノ立場ヲ闡明シ得タリ之カ為ニハ孤立モ亦辞スル処ニ非ス
云々ト述ヘ喝采ヲ以テ迎ヘラレタリ
英、米、仏ニ郵送セリ

525

昭和5年5月16日 在米國出淵大使より
幣原外務大臣宛（電報）

ロンドン海軍條約に関する上院外交委員会聴
取会における國務長官の陳述について

ワシントン
本省 5月16日前着

現ニ寿府會議ニ於テ補助艦六割五分潜水艦均等ヲ提案セリ
右日本ノ七割ニ近キ要求ハ英米ノ好意ヲ以テ迎ヘタル所ナ
リト述ヘ日米ノ八吋及六吋巡洋艦ノ現在勢力ヲ比較シテ日
本カ優勢ナルコトヲ説キタル後右ノ状態ニ基キ八吋艦ニ付
テハ米國ヲシテ六年間ニ十五隻ヲ完成セシメタル上更ニ三
隻ヲ完成ニ近キ程度迄建造セシメ一方日本ハ同期間十二隻
据置ト為シ又六吋砲艦ニ付テハ米國ヲシテ七万噸ヨリ十四
万噸迄増加セシメ一方日本ハ二千噸ヲ増加スルノミニテ現
状据置トスルコトニ決定シタル次第ナルカ他方日本ニ於テ
ハ國內ニ大海軍論者等ノ高率獲得ノ運動アリテ有力ナル新
聞モ之ニ加ハレルコト及憲法上 admiralty ハ内閣ニ從屬
セスシテ帷幄上奏ヲ為シ得ルコト等ノ状態ナルコトヲ思ハ
ハ日本全權及全權ノ措置ヲ確認セル日本政府カ極メテ困難
ナル問題ニ当面シ而モ三国ノ平和的關係ニ對シ特ニ大ナル
誠意ヲ以テ問題ヲ解決セシモノナルコトヲ余ハココニ篤ト
申述フルモノナリ
英ニ転電シ、仏ニ郵送セシム

526

昭和5年5月16日 在米國出淵大使より
幣原外務大臣宛（電報）

上院外交海軍兩委員会におけるロンドン海軍
条約關係論議について

ワシントン

本 省 5月16日後着

第一六〇号

往電第一五八号ニ関シ

(一)十四日ノ上院外交委員会聴取会ニハ國務長官及「ブラッ
ト」大將出席シ又同日ヨリ開カレタル上院海軍委員会聴
取会ニ於テハ海軍長官ノ説明アリタリ

(二)外交委員会聴取会ニ於テハ「ジョンソン」(共和党)ヨ
リ日本トノ關係其ノ他ニ関シ國務長官ニ質問ヲ發シタル
カ長官ノ答弁要旨左ノ通

(イ)主力艦ニ関シ「ロドネー」級ヲ有スル英國ニ対シ「パ
リテイ」維持ノ為米國側ハ当初現存軍艦ノ改装特ニ
仰角拡大並ニ新艦二隻建造ヲ要求セルカ英國側ハ前者
ヲ希望セリ自分トシテモ諸般ノ事情ヲ考慮シ之ヲ賢明
ト思考ス(尚長官ハ仰角拡大ヲ認ムル英國側ヨリ文書
ヲ取付ケタル旨述ヘタリ)

(ロ)八吋巡洋艦ニ付第十六条ハ十八万噸トセルモ第十八条

ニ依リ事実上一九三六年迄ニハ十六隻ヲ完成シ得ルニ
過キス從テ「パリテイ」ニ達セストナスハ誤レリ米
國ハ十八万噸ノ權利ヲ有スルモノニシテ十八條ハ造船
能力ノ關係モアリ一九三六年迄ニハ十六隻ヲ完成スル
旨規定セルニ止マル次第ナルカ同條ニ關スル之以上詳
細ナル説明ハ秘密会ニテ申述ヘ度ク尚第十八條ニ依リ
米國ハ「オブション」ヲ行使シ得ル權利ヲ有スル次第
ナリ(右ニ關シテハ「スワンソン」及「リード」ヨリ
長官ノ説明ニ対スル補助的意見ヲ述フル処アリタリ)

(ハ)代換年齡ニ特例ヲ設ケタルハ日英ノ造船技術維持ノ目
的ニ出ツ右ハ米國ニトリテモ利益トナルコトアルヘシ
又英國力之ニ依リ巡洋艦ノ大部分ヲ條約有効期間中ニ
新艦ニ代換シ得ル如キコトナシ

(三)「ジョンソン」ハ米國民ハ一般ニ日本ニ華府條約ニ基キ
一切ノ艦種ニ付六割比率ヲ適用セラルヘキモノト信シ居
リ而シテ右六割ハ米國側ノ太平洋防備制限ヲ条件トセル
モノナル処今回日本ハ七割ヲ認メラレ一方米國ハ防備ノ
増加ヲモ認メラレサリシ点ヲ指摘セルニ対シ長官ハ華府
條約比率適用問題ニ就テハ日本ハ反対ノ意見ニテ日本ノ

ミナラス仏ニ於テモ華府條約ニ規定ナキ事項ハ新ナル立
場ニ依リ商議スヘキモノナリト主張シ補助艦ニ対シ同條
約ノ比率適用ニ反対セリ而シテ倫敦ニ於ケル商議ニ際シ
テハ米國ハ殆ント總テノ艦種ニ付劣勢ナリシニモ顧ミ華
府會議當時ノ議論ヲ蒸シ返ヘスコトハ他國ノ承知セサル
所ナルヘントノ趣旨ヲ述ヘ交渉ノ極メテ困難ナリシコト
ヲ説キタリ

尚「ブラット」大將ハ専門的見地ヨリ條約ヲ説明シ特ニ
巡洋艦勢力ヲ八吋及六吋型ニ均分スルヲ可トシ條約ヲ滿
足トセル旨ノ「ステートメント」ヲ朗読セリ

(四)上院海軍委員会聴取会ニ於テ委員長「ヘール」ハ先ツ條
約ハ八吋巡洋艦ニ關スル議會ノ方針ヲ變更セルモノナル
ニ付此ノ点ニ付充分ノ説明ヲ求メントスルモノナル旨ヲ
述ヘ主トシテ同氏ヨリ日英特ニ日本ニ關連シ八吋巡洋艦
問題並ニ其ノ他ノ問題ニ付質問アリタリ海軍長官ノ所述
要旨左ノ通

(イ)日本ニ七割ヲ認メタルハ條約ニ調印セシムル為妥協ノ
結果ナリ

(ロ)米國ハ會議ヲ決裂セシメスシテ八吋艦二十一隻保有ニ

カメタルモ日英ノ反対アリ殊ニ日本側ノ條約参加ヲ得
ル為十八隻中十五隻ヲ一九三六年迄ニ完成スルコトニ
妥協セリ

(イ)主力艦廢棄數米三隻日一隻ハ比例上ノ問題ナリ(「ヘ
ール」ハ右ハ日本ニ有利ナリトセリ)

(二)「ヘール」ハ六百噸以下ヲ無制限トセルハ日本側ノ要
求ニ出テタリトノ説アルコト及日本カ五千噸數設艦二
隻ヲ建造シ得ル点ヲ指摘セルニ対シ海軍長官ハ前者ハ
武装ニ制限アリ後者ハ米國側ニテ之ヲ欲セハ獲得シ得
タルヘント述ヘタリ

(五)尚米國カ條約ノ限度迄建造スヘキヤ否ヤノ点ニ關シ「ブ
ラット」大將ハ建造ハ希望スル旨ヲ述ヘタルモ國務長官
ハ言葉ヲ濁シ海軍長官ハ技術ノ進歩等ニモ顧ミ右建造ヲ
賢明ナラストセリ

英ニ転電シ仏ニ郵送セシム

527 昭和5年5月(17)日 在米國出淵大使より
幣原外務大臣宛(電報)

上院外交海軍兩委員会聴取会の経過について

ワシントン

第六三号

(一)十五日上海外交委員会聴取会ニ於テハ海軍長官及「ジョンス」少将海軍委員会聴取会ニ於テハ「ブラット」大將ノ陳述アリタリ

(二)海軍長官ハ八時巡洋艦二十一隻保有ヲ希望セシモ其ノ実現不可能ナリシコト一九三六年迄二十五隻ヲ完成スルコトトセルハ日本側ノ要求ニ基クモノナルコト並ニ日本ニ對シテハ華府條約ノ比率適用ヲ可トセルモ之亦已ヲ得ス讓歩スルニ至リシコトヲ述ヘ

(三)「ジョンス」少将ハ制限方式ニ関スル米國從來ノ主張ヲ述ヘテ巡洋艦ヲ八時六分ノ兩「カテゴリー」ニ分ツコトニ反對シ制限外艦艇ノ速力限度大ナルコト八時砲巡洋艦ノ数カ第十八条ニ依リ更ニ限定セラレタルコト第十九条及二十条ハ代換建造ニ関シ英國ニ有利ナル様解釈シ得ヘキコト等ヲ指摘シ更ニ第二十三条ハ日本カ次ノ會議ニ於テ更ニ比率増加ヲ要求シ得ル道ヲ開キタルモノナリト述ヘ次テ「ジョンス」ノ質問ニ對シ仮ニ戰爭アリトセハ米國ノ海軍根拠地及領土ノ位置等現在ノ狀態ニテハ日本

ワシントン 5月17日後着
本省 5月18日前着

公第一六七号

(一)十六日海軍將官會議員「プリストル」少将ハ外交委員會聴取会ニ又「ジョンス」少将ハ外交海軍兩委員調査会ニ出席陳述セリ

(二)「プリストル」少将ハ劈頭將官會議ヲ代表スル意見書ヲ朗読シ將官會議ハ華府條約成立以來建造計画ノ内容ニハ變更ナカリシモ常ニ五、五、三ノ比率維持(特ニ日本ニ對シ五、三ノ比率保持ヲ高唱ス)並ニ米國ノ必要トスル八時巡洋艦保有ヲ主張シ來レリト述ヘ次テ「ジョンス」ノ質問ニ對シ倫敦條約ハ對英「パリテイ」ヲ維持セス又日本ニ對シテハ五、三ノ比率ニ達セス(純然タル戰略上ノ事項ニ迄立入りテ論ス)ト答ヘ更ニ比率問題ニ付「リード」トノ間ニ艦種別ノ比率ニ関スル押問答ヲ為シタル後「ブ」ハ比率ハ全噸數ヲ基礎トスヘキモノニテ各國ハ右噸數ヲ其ノ必要トスル艦種ニ割當ツヘキモノナリト主張セリ「リード」ハ客年九月十一日付將官會議覽書中八時二十一隻六分二十五隻ヲ要求シ居レリトテ六分艦ヲ

ノ六割比率ハ實質上十割「プラス」ニ該當スルモノナルコトヲ信ス從テ倫敦條約ニ依リ日本ノ比率増加ハ米國ヲ不利ノ地位ニ置クモノナリト述ヘ尚米國カ八時巡洋艦ヲ最モ必要トスル理由ヲ詳細説明シ「ブラット」大將ノ意見トハ根本的ニ相違スル旨言明セリ

(四)「ブラット」大將ハ八時巡洋艦ノ必要ナルコトヲ認ムルモ装甲厚キ六分巡洋艦ハ艦隊運動夜戰等ノ場合八時巡洋艦ヨリモ有力ナリ(尤モ六分巡洋艦噸數ハ七千噸ニテハ不充分ナリトセリ)從テ右兩艦型ヲ略々同様保有スルコト最モ適當ナリ又潜水艦ハ艦隊ノ戰闘ニ於テハ偶然ノ機會ニ効力ヲ發揮シ得ルニ過キス且航空機ノ發達ニ顧ミ沿岸防禦用トシテモ效果少クナリツツアリト述ヘ尚防禦ナキ市民ヲ威嚇スルヲ目的トスル爆彈投下ハ將來制限セラ

ルヘキモノナリトノ意見ヲ述ヘタリ

英ニ転電シ仏、伊ニ郵送セシム

昭和5年5月17日 在米國出淵大使より
幣原外務大臣宛(電報)

上院外交海軍兩委員會におけるロンドン海軍
條約關係論議について

モ必要トナルコトヲ指摘シ條約ハ二十一隻カ十八隻トナリタル代リニ六分ヲ増加セルモノナリト述ヘタルニ對シ「ブ」ハ元來二十三隻ヲ要求セルモノナルカ會議ノ成功ヲ図ル為二十一隻トセルモノニテ右ハ最小限度ナリト述ヘタリ

(三)「ジョンス」少将ハ「リード」ノ質問ニ對シ八分三隻ヲ六分ニ代ヘタルコトハ重大ナル問題ナリト述ヘ「リード」ハ各國間多少ノ互讓ハ必要ナリ又「ジョンス」ノ言フ如ク常ニ華府比率維持ヲ主張スルモ現有勢力ヲ無視シ得ルヤト述ヘタルニ對シ「ジョンス」ハ特ニ巡洋艦ニ関シ日本トノ關係調節ニハ十分苦心ヲ為シ「ヤードスチック」ナルモノヲ案出セリ然レトモ條約ノ規定ハ米國ニトリ不利益ナリトシ「リード」ハ一九三五年ノ會議ニ於テハ各國ハ全然自由ナル立場ヲ取り得ヘキコトヲ繰返シタルカ「ジョンス」ハ第十九条代換問題ニ關連シ英國ハ有利ナリトセリ尚「ロビンソン」ハ当初將官會議ハ英國三十三万九千噸ニ對シ八分二万噸六分十二万八千噸即チ對英同噸數ニテ而モ八分艦ニ於テ優勢ヲ要求シタルヲ指摘シタルニ「ジョンス」ハ之ヲ認メ自分トシテハ六

吋十萬噸位ニテ十分スト述へ尚「ヤードスチック」ハ或程度迄「カモフラージ」ナリトセリ
 四海軍委員会ニ於テハ「ジョンス」少将ハ米国ノ東洋ニ対スル地理的地位ヨリ見テ八吋艦ヲ必要トスル旨詳説セリ

前記九月十一日付将官會議覚書（紐育「ヘラルド、トリビューン」掲載）郵送ス
 英ニ転電シ仏ニ郵送セシム

529 昭和5年5月20日 在米出淵大使より
 幣原外務大臣宛

ロンドン海軍条約に基づく米国海軍建造費について

（六月十日接受）

普通公第二八九号

昭和五年五月二十日

在米

特命全權大使 出淵 勝次（印）

外務大臣男爵 幣原 喜重郎殿

倫敦条約ニ基ク米国海軍建造費ニ関スル件

（一）一九三六年十二月三十一日現在ノ建造中ニ属スル分

（イ）八吋巡洋艦 二〇、〇〇〇噸 二五、五〇〇、〇〇〇弗

（ロ）六吋巡洋艦 一四、一〇〇噸 七、五、〇〇〇弗（一九三九年艦

齡ニ達スル「オマハ」級二隻代換トシ

テ一九三六年ニ起工ノ分）

（ハ）潜水艦 五、三〇噸 八、九〇、〇〇〇弗（一九三八年艦

齡ニ達スルモノノ代換トシテ一九三六

年起工ノ分）

計 三、四、〇〇噸 四、二、五、〇、〇〇〇弗

総計 一、〇七、三、五五、八五弗

530 昭和5年5月（22）日 在米出淵大使より
 幣原外務大臣宛（電報）

上院外交海軍両委員会聴取会の経過について

ワシントン

本 省 5月22日後着

第一七一号

十九日及二十日ノ上院外交及海軍両委員会聴取会ノ経過大要左ノ通

（一）外交委員会

五月十六日当国海軍将官會議ハ倫敦海軍条約ニ依リ米国ノ保有シ得ヘキ巡洋艦、駆逐艦及潜水艦建造予算額トシテ左記数字ヲ目下同条約審議中ノ上院外交委員会ニ提出セリ
 （一）一九三六年十二月三十一日迄ニ完成ノ分

（イ）八吋巡洋艦

一六、〇〇〇噸 二五、〇〇〇、〇〇〇弗 噸当リ一、七〇〇弗

（ロ）六吋巡洋艦

三、〇〇〇噸 一三、五、〇〇〇弗 同 一、八五〇弗

（ハ）駆逐艦

一五、〇〇〇噸 四八、五〇、〇〇〇弗 同 二、七〇〇弗

（ニ）潜水艦

三、七〇噸 一一〇、三六、三三〇弗 同 三、三三〇弗

（ハ）航空母艦

六、九〇噸 九五、〇三、〇〇〇弗 同 一、三三〇弗

計 四七、一〇〇噸 一、〇三、三三、三三〇弗

但シ八吋巡洋艦中ニハ一九三三年度起工ノ分ヲ含ム
 潜水艦中ニハ一九三七年ニ艦齡超過ナルモノノ代換トシテ一九三五年ニ起工セラルヘキ七千六百十噸ヲ含ム

「ブリストル」少将ハ個人トシテハ米国カ補助艦ヲ整備シタル後軍備會議ヲ開クヲ可トシ倫敦會議ハ其ノ時期ニ非スト考フル旨及倫敦条約ニ依レハ米、一〇〇ニ対シ英、一〇七日本七二、六ノ比率トナリ且八吋巡洋艦ハ米国ノ所要ヲ充シ居ラストテ反対意見ヲ述ヘタリ尚「ジョーンズ」少将ノ二月五日付米国案ニ対スル反対意見書発表セラル二十日将官會議議員「チエース」少将（「プラット」ニ代リ近ク合衆國艦隊司令長官トナル等）ハ米国ニ不利ナル華府条約防備制限規定カ何等修正セラレサリシ事並ニ同規定ヲ存スル以上日本ノ比率増加ヲ正当トスル理由ナキ事及倫敦条約ニ依レハ米国ハ英國ニ対シ駆逐艦潜水艦ニ付「パリテイ」ヲ確保シ得タルモ巡洋艦ニ付キテハ「パリテイ」ニ達セス又日本ニ対シテハ航空母艦ヲ除キ其ノ他ノ艦種ニ対シテハ何レモ比率増加ヲ認メタル事等ヲ述ヘ主力艦ニ付テハ一九三六年迄ニ「パリテイ」到達ノ為各カ余分ノ軍艦ヲ廃棄スルハ妥当ナリトシ尚條約第二一條ヲ適用スルカ如キ事態發生セサルヘシト述ヘタリ

（二）海軍委員会

十九日「ジョーンズ」少将ハ會議当初米国側ニ八吋砲艦一

八隻又ハ一五隻トスル意見アリタルニ対シ常ニ反对シ居タ
リト述ヘ八吋艦二一隻ノ主張ヲ繰返シタリ二十日海軍大学
校長「プリングル」少将、海軍省機関局長「ヤーネル」少
将同省造船部「スミス」大佐将官会議付「トレイン」中佐
出席セルカ其ノ陳述及質問応答ハ主トシテ対日比率問題ニ
シテ何レモ作戦上ノ見地ヨリ五対三ノ比率維持ヲ主張シ条
約ハ米国ヲ不利ナラシムルモノト述ヘタリ尚八吋対六吋巡
洋艦ノ問題ニ付テハ「ヤーネル」少将ハ六吋砲艦ヲ必要ト
スル「ブラット」ノ意見ヲ支持シテ条約ヲ満足ナリトシタ
ルモ他ハ何レモ八吋砲艦ノ必要ヲ説キタリ

英ニ転電シ仏ニ郵送セシム

531 昭和5年5月(24)日 在米国出淵大使より
幣原外務大臣宛(電報)

上院外交海軍両委員会におけるロンドン海軍
条約関係議論について

ワシントン
本 省 5月24日後着

第一七三号

(一)二十二日外交委員会聴取会ニ於テ Schofield 少将ハ八吋

英ニ転電シ仏、伊ニ郵送セシム

532 昭和5年5月27日 幣原外務大臣より
在本邦英国大使宛

ロンドン海軍条約第十九条の艦種なる語の解
釈について

条一第九四号

以書翰啓上致候陳者今般(五月二十七日発送済)在本邦米
国大使ヨリ千九百三十年ノ倫敦海軍条約第十九条中ノ「艦
種」(category)ナル語ノ解釈ニ関シ別紙甲号写ノ通申越ア
リタルニ対シ別紙乙号写ノ通回答致置候ニ付右貴国政府ニ
通報スルノ光栄ヲ有シ候

右申進旁本大臣ハ茲ニ重テ閣下ニ向テ敬意ヲ表シ候 敬具

昭和五年五月二十七日

外務大臣男爵 幣原 喜重郎

大不列顛特命全權大使

サー、ジョン、ティレー閣下

(甲 号)

Tokyo, May 21, 1930.

5 条約批准関係
No. 49.

巡洋艦ノ数米国所要ヲ満たスニ足ラス從テ条約ハ米国ニ
不利ナリトシ Reeves 少将(将官會議委員)ハ条約有効
期間(「ホーキンス」旧大型巡洋艦ニ加算セリ)ノミナ
ラス千九百三十六年ニ於テモ米国ハ「バリテー」ニ達セ
ス又日本ノ比率増加ハ当然防備制限問題ニ関連スヘキモ
ノナリト述ヘ海軍委員会ニ於テハ Hughes 大将(軍令部
長)ハ米国保有八吋砲艦ノ数ヲ不足トシ Moffett 少将
(海軍省航空局長)ハ国防維持海軍競争終止等ノ点ヨリ
觀テ条約ヲ満足ナリトシ又航空機ノ威力ヲ説キテ潜水艦
ノ効力ハ減シツアル旨ヲ述ヘ Haban 少将(合衆國艦
隊參謀長)モ亦条約ヲ支持セリ尚 Reeves 少将ハ外交委
員会ニ於ケルト同趣旨ノ陳述ヲ為セリ

(二)二十三日ノ紐育「ウォールド」等ノ華府通信ニ依レハ
「ジョンソン」ハ今後十数名ノ聴取ヲ必要ナリト主張ス
ル等条約反対派ハ審議ヲ引延サン事ニ努メ居ル模様ナル
モ「ボラー」等ハ外交委員会ハ近ク報告ヲ提出シ得ヘシ
ト期待シ居リ又多数議員ハ条約ニ賛成ニシテ此ノ上聴取
会ヲ残続シテ同様ノ議論ヲ繰返シ聴取スルヲ好マサルカ
如シト報セラル

Excellency:

I have the honor, by direction of my Government, to
state that it is the understanding of the Government of
the United States that the word "category" in Article
19 of the London Naval Treaty of 1930 means "category"
or "subcategory". The Government of the United States
declares that it interprets the Treaty to mean that ves-
sels becoming over age in either subcategory "A" or
subcategory "B" of the cruiser categories (Article 16)
shall be replaceable only in that subcategory.

The American Government will be most happy to
have the confirmation of this understanding from the
Japanese Government.

I avail myself of this opportunity to renew to Your
Excellency the assurances of my highest consideration.

W.R. Castle

His Excellency

Baron Kijuro Shidehara,

His Imperial Japanese Majesty's,

etc. etc. etc.

(2号)

条一普通第六六号

以書翰啓上致候陳者本大臣ハ千九百三十年ノ倫敦海軍条約第十九条中ノ「艦種」(category)ナル語ノ解釈ニ関スル五月二十一日付ノ貴翰ヲ受領スルノ光榮ヲ有シ候
 帝国政府ニ於テハ同条約第十九条中ノ「艦種」(category)ナル語ハ「艦種」(category)又ハ「艦級」(subcategory)ヲ意味スト了解シ從テ巡洋艦艦種(第十六条)ノ「甲」(a)級又ハ「乙」(b)級ノ何レカニ属スル艦齡超過ト為ル艦船ハ右艦級内ニ於テノミ之ヲ代換スルコトヲ得ベシトノ趣意ナリト右条約ヲ解釈致居候
 右回答申進旁本大臣ハ茲ニ重テ閣下ニ向テ敬意ヲ表シ候

敬具

533 昭和5年5月(28)日 在米出淵大使より
 幣原外務大臣宛(電報)

ロンドン海軍条約の議会上程期並びに上院外交海軍両委員会の経過について

尚今議會閉会期ニ付テハ六月中旬説多キカ如キモ紐育「タイムス」ハ或ハ後ルルヤモ知レスト述ヘ又特別議會ニ付テハ共和党幹部 Fess 一週間乃至十日位ニテ討論終結スヘキヲ以テ遅クモ七月一日迄ニハ条約ニ対スル投票ヲ見ルニ至ルヘシト述ヘタル趣ナルモ「ワトソン」ハ七月中旬頃トナルヤモ知レスト為シ居ル旨伝ヘラル

(一)十六日ノ外交委員会聴取会ニハ Hughes 大將 Hough, Day, Nulton ノ三少將 Johnson 大佐出席シ海軍委員会ニハ Stanley, Cole 両少將出席セルカ何レモ八時巡洋艦対日比率問題等從來ノ論点ニ付条約ヲ不滿トスル旨述ヘタリ尚二十七日紐育「タイムス」華府通信ハ前記聴取会ニ於テ海軍軍人カ対日戦争ヲ予想スルカ如キ陳述ヲ為シ居レル処此ノ種ノ報道カ日本ニ伝ハリ新聞紙ニ掲載セラレ不快ナル印象ヲ与ヘ居レリト報道アル為条約支持者間ニハ可成リ氣ニシ居ル模様ナルカ之等支持者特ニ全權ノ一人ハ上院カ条約否決ノ場合ニハ日米間ニ海軍競争出現シ両国ノ關係好マシカラサルモノトナルヘキコトヲ憂慮シ居レリト報セリ

5 条約批准關係

英ニ転電シ仏伊ニ郵送セシム

ワシントン

本 省 5月28日後着

第一八二号

往電第一七六号ニ関シ

(一)二十六日共和党上院議員ハ秘密會議ヲ開キ倫敦条約上程期ニ関シ討議ノ結果今議會ニ於テハ関稅法案等ヲ片付ケ閉会後直ニ特別議會ヲ開キテ条約ヲ審議スルヲ可トスル旨決定シタルカ民主党幹部側ニテハ之ニ同意シ又大統領ニ於テモ異存ナキ趣ニ報セラル

右ニ関シ二十七日諸新聞ハ前記秘密會ニテ「リード」ヨリ今會期中ニ条約議了方力説シタルモ「ジョンソン」等ノ反対アリ又条約ニ賛成ナル「モーリス」モ審議ヲ急クコトヲ好マサル旨述ヘタル由ナルカ他方下院側ニ於テハ条約協賛ニ関スル上院ノ審議終了迄閉会期ノ延期セラルルコトヲ好マサル向アリ旁特別議會ニ付議スルコトナリタル次第ナルヘシト報シ居レルカ紐育「ヘラルドトリビューン」ハ右秘密會ノ経過ニ関連シ右ハ条約反対派ニ於テ条約カ協賛ヲ得ヘキコトヲ自認シ乍モ何トカシテ反對ノ手段ヲ講シ居ルコトヲ示スモノナルヘシトセリ

534 昭和5年5月30日 在米出淵大使より
 幣原外務大臣宛(電報)

上院外交海軍両委員会聴取会の経過について

第一八四号

ワシントン 5月30日後着
 本 省 5月30日後着

(一)上院外交委員会聴取会ニ於テハ二十七日「ウイリー」(前合衆國艦隊司令長官)「ロック」(造船局長)「スタンレイ」(軍令部長)「テイラー」(策戦局長)ノ四少將「トーシグ」大佐(メリーランド艦長)出席シ二十八日ニハ「ロビンソン」「ロジャース」ノ二少將及「ノックス」大佐出席何レモ条約ヲ不滿トスル旨陳述セルカ「ジョンソン」ハ此ノ上聴取ヲ必要トセストナシタル処「リード」ハ更ニ二十九日「ヤールネル」少將及「スミス」大佐ノ出席ヲ要求セルモ後ニ至リ單ニ右兩名ノ「ステートメント」ヲ記録ニ止ムルノミニテ可ナル旨申出テタル趣ニテ從テ同委員会聴取会ハ二十八日ヲ以テ終了セリ
 (二)「ボラー」ハ外交委員会ハ引続キ秘密會ニテ倫敦會議ニ関スル英米間ノ予備交渉關係並ニ米國全權トノ間ニ往復

536

昭和5年6月9日

在米国出淵大使より
幣原外務大臣宛(電報)

セル國務省及ヒ海軍省ノ機密文書ニ付審議スヘキ旨述ヘタル趣報セラルル処二十九日「ニューヨーク、ヘラルド、トリビューン」華府通信ハ國務省側ニテハ此ノ種文書ハ如何ナル程度迄提出スヘキヤニ躊躇シ居レリ又國務長官ニ於テハ万一公表セラルルコトアリトセハ先以テ英國首相ノ承認ヲ經シテ之ヲ提出スルヲ得ストナシ居レリト報シ尚右文書ハ客年六月中旬頃ヨリ米國全權婦米ノ時迄ヲ含ミ從テ「ドーズ」大使及國務省ヲ通シテ行ハレタル「マクドナルド」「フリーバー」間ノ交渉關係ノモノナド大部分極秘ニ屬スルモノナルカ外交委員中ニハ之等文書ハ一旦委員會ニ提出セラルルニ於テハ公ノモノトナルヘシト諒解シ居ル向モアルカ如キモ大多數ノ委員ハ「マクドナルド」「フリーバー」間ノ交渉關係文書ヲ委員會ノ記録ニ記載スルコトニ反対シ居レリト述ヘ居レリ尚又二十八日前記通信ハ外交委員會カ日米間ノ予備交渉ニ關スル機密文書提出方ヲモ國務省ニ要求セル旨報シ居レリ

(三)海軍委員會聴取会ニテハ二十七日「マックレーン」少將(海軍省予算局長)及「ウイリー」少將ノ陳述アリ二十

及ヒ上院カ之ニ協賛ヲ与フヘキモノナリヤ否ヤハ條約ノ文面ニ依リテ決定セラルヘキモノニシテ右文面以外ニハ日英米三国間ノ交換公文(第十九条問題)ノ外何等約束ナク又ハ秘密了解ナシト述ヘ居レリ

尚國務長官ハ別ニ聲明ヲ發シテ外交文書提出拒絕ノ先例ヲ掲ケタル後條約反対者中ニハ秘密了解等ヲ隠サンカ為機密文書ノ提出ヲ拒ムモノトナスモノアルヘキモ右ハ全然意義ヲナササル所ナリト述ヘタリ

(二)過日來ノ新聞報道ニ依レハ上院側ニ於テハ條約反対者カ極力條約審議延期ヲ策シ居ル外條約支持者中ニモ今秋ニ延期方希望スルモノアル一方共和黨ノ一部ニハ今会期中ニ議スヘシトナスモノアリ五日「ボラー」ハ大統領ニ會見ヲナシ兎ニ角上院開會中ニ議スル様努ムヘキモ今会期中トナスヘキヤ又ハ特別議會ヲ可トスルヤニ付テハ自分ハ問題トシ居ラスト述ヘタル趣ナルカ大統領ニ於テハ依然速ニ協賛ヲ得ンコトヲ希望シ居ル旨報セラル

英ニ転電シ仏伊ニ郵送セシム

八日ニハ「コーンツ」「ヌルトン」両少將出席セルカ同聴取会ハ二十九日終了ノ筈ナリト報セラル

英ニ転電シ仏、伊ヘ郵報セシム

535

昭和5年6月8日

在米国出淵大使より
幣原外務大臣宛(電報)

上院外交委員會の軍縮會議關係文書提出要求
に対する國務省の拒絕について

ワシントン

本省 6月8日後着

第一九八号

(一)上院外交委員會ハ過日國務省ニ対シ寿府會議及倫敦會議關係文書提出方ヲ要求シタル処右ニ関シ國務長官ヨリ「ボラー」ニ宛テタル六日付回答七日ノ新聞ニ發表セラレタルカ該回答ニ依レハ國務省ハ寿府會議記録(既ニ公開セラレタルモノ)及倫敦會議ニ關スル機密覚書ヲ提出スルモ其ノ他ニ付テハ大統領ノ意向ニ基キ之ヲ提出シ得サル旨並ニ「ワシントン」大統領時代ノ前例ヲ引用シ國際商議ヲ成功セシムルニハ秘密ヲ保ツコト必要トスル旨ヲ述ヘ更ニ倫敦條約カ米國ノ利益トナルモノナリヤ否ヤ

ロンドン海軍條約批准問題に関する國務長官
との會見について

ワシントン 6月9日後着
本省 6月10日前着

第二〇二号

九日國務長官ト會見ノ際倫敦條約批准問題ニ付話シタルニ長官ハ米國上院ノ態度ニ付テハ予斷スルコト絶對ニ不可能ナルカ今日迄ノ情勢ニ依リ判斷スル処ニテハ反対者ハ割合ニ少ナク條約協賛ヲ得ルコトハ殆ト疑ヲ容レス唯御承知ノ通上院ハ昨年以来殆ト休ナシニ働キ居ル有様ナレハ議員ハ概シテ神經昂奮シ居ル為一氣呵成ニ條約ヲ片付クトセハ之等議員ヲ激發セシムル虞ナキニアラサルニ付充分此ノ点ニ注意シ居ル次第ナリ尤モ都合好ク行カハ特別議會ヲ待タス今月中ニモ協賛ヲ得ル望ナキニアラス而シテ引續キ開カルヘキ特別議會ニ掛ル場合ニ於テモ余リ多クノ時日ヲ要セスシテ協賛ノ運トナルヘシト述ヘタリ

英國ヘ転電シ英ヨリ仏、伊ニ暗送セシム

537

昭和5年6月13日

キャッスル大使の帰国途次ホノルルにおける
ロンドン軍縮会議などに関する演説

「カッスル」大使ノ「ホノルル」ニ於ケル演説

(昭和五年六月十三日ホノルル商業会議)

所主催ノ会合ニ於テ)

諸君カ先ツ第一ニ知り度ク思ツテ居ラレルコトハ日本ニ於ケル今日ノ一般状況ニ經濟事情ニ就テアロウト思ヒマス、日本ハ今日不況ニ在リマス、布哇デハ砂糖ノ値段カ下レハ不景氣ニナリマスカ此ト同シ理窟テ生糸下落ノ為日本ハ不景氣テ困ツテ居リマス、日本ハ此ノ經濟不況ニ拘ハラス私ノ丁度日本ニ到着スル直前金解禁ヲ断行シマシタ、多数ノ人々ハ金解禁ノ実行ヲ以テ危險視シマシタカ、解禁ヲ断行シマシタ、政治家達ハ金輸出禁止ヲ断然廃止スルノ必要カアリ又解禁ハ不自然ナ技巧ヲ弄シナイ限り早ケレハ早イ程善イト信シテ居リマシタ、此ノ問題テ井上氏ハヒトク非難ヲ浴セ掛ケラレマシタ、日本ノ政治ニ没交渉ノ私ナトカラ見レハ解禁ニ対スル非難ハ寧ロ政治上ノ非難テアツテ反対党カ政權ニ在レハ矢張り同一ノコトヲシタテアロウト感シタノテアリマシタ。

ハカリテナク、尚進ンテ、純粹ノ日本工場ニ於テ製造サレタト云フ意味ヲ含ムモノナノテアリマス。多数ノ米国人カ私ノ許ニ参リ国産品使用ノ結果米人ノ事業力渺カラヌ打撃ヲ蒙ツテ居リマス事情ヲ話シ、何トカ救済ノ方法ハナイモノカト訴ヘテ参リマシタ。此ニ対シ私ハ次ノ様ニ申シマシタ。

「其ノ事ニ付テナレハ私ハ何モ出来マセン。諸君カ日本ニ於テ事業ヲ營ンテ居ラレルノハ、日本政府ノ要求ニ依リタモノテハナク、政府ノ承認ニ依ルモノテアリマス。国産品使用ノ運動カ米国ニモ在ルコトハ、諸君モ御承知ノ通りテアリマス、此ニ対シ若シ日本、独逸或ハ英国カ國務省ニ抗議ヲ申込ンテモ、其ハ何モナラナイト同シコトデアリマス。」

然シ日本ニ於テ正シイ方法ヲ以テ事業ヲ營ンテ居ル米国人ハ、驅逐サレル氣遣ハアリマセン。彼等ハ日本人ト協力シテ、益々事業ヲ發展セシメテ居リマス。

私ハ株ノ大部分ヲ「ジェネラル、エレクトリック、カンパニー」カ所有シテ居リマス東京電燈株式会社ヲ見学ニ参リマシタコトカアリマス。同会社ノ社長ハ日本人デスカ、其

私カ最初ニ着手シマシタコトハ、政治ヲ離レタ經濟上ノ日米兩國關係ノ研究デアリマシタ。「フーヴァー」大統領ハ倫敦會議中、私ヲ日本ニ派遣シマシタカ、其ハ決シテ特派大使トシテハナク、普通ノ米國大使トシテデアリマシタ。從テ、如何ナル仕事モ此ヲ為スノハ、全ク私ノ自由デアリマシタ。私ハ輸出品製造工場ヲ訪問シマシタ。片倉製糸工場ニ生糸製造ノ実況ヲ見学シマシタ。森村男ノ名古屋陶器製作工場ヲ訪問シ、如何ニシテ陶器カ作製セラルルカヲ見学シマシタ同男ハ百万弗或ハ其レ以上ヲ毎年米國ニ輸出シテ居ラレマス、日本ノ輸出業者ハ私等カ此等ノ問題ニ興味ヲ持ツテ居ルノヲ見テ喜ンテ居リマシタ。

又私ハ米國ノ實業家カ日本ニ於テ、如何ナル活動ヲ為シテ居ルカヲ見学スル為、所々ニ参リマシタ。日本ハモ早獨立シ得ルノ確信ヲ有シテ居リマスノテ、又事實獨立出来ルノデスカ、外人ヲ漸次實業カラ驅逐シツツアル状態デアリマシテ、米國ノ實業家ハ其ノ為日本ニ於テ必スシモ樂テハアリマセン。其ハ自然ノコトデアリマス。例ヘハ、日本ニ於テハ現在國産品使用ノ運動カ盛ニ行ハレテ居マス。其ノ國産品ト云フ意味モ單ニ日本ニ於テ製造サレタト云フ意味

ノ取締ノ一人ニハ米國人カナツテ居リマス。会社全体ハ日本人ノ經營デアリマス。其ノ会社ニ働イテ居ル技師等ハ立派ナ仕事ヲシテ居リマス。例ヘハ、或ル一人ノ技師ハ「ラデオ」ノ仕事ヲシテ居リマス、其ノ人ハ私ニ何レノ波長ヨリモ短カイ超短波長―私カスク呼フノ技術上ノ言葉テハアリマセン―ノ研究ヲシテ居ルト申シマシタ。其カ通信ニ何カ役ニ立ツカト尋ネマシタ処、未タ役ニ立ツカトウカハ解カラナイトノ答テシタ。其ハ油ニ超短波ヲ通スルト油カ凝結スルノデス。未タ試験中デアリマス、米國ノ技師ノ助力ヲ得テ之ヲ行ツテ居ルノデス。斯ル会社ニ働イテ居ル日本人ハ、我々米國人カ尚彼等ニ有用テアルコトヲ認メテ居リマス。私等ハ何物デモ日本人ニ隠サス与フヘキデアリマシテ、又事實与ヘテ居ルノデアリマス。斯ル態度ヲ採ル会社例ヘハ、「ジェネラル、モーターズ」ノ様な会社ハ何時迄モ続イテ行キマス。

日本ニ在ル「ジェネラル、モーターズ」ハ米國カラ自動車ヲ輸入シマス、其ハ部分品ヲ輸入スルノテ、組立ハ日本ニ於テ行フノデアリマス。日本ノ材木ヲ使用シ、日本ノ労働ヲ使用シ、車体ハ日本ニ於テ製造スル等デアリマス。小

明カテアリマシタ。從テ、倫敦テ行ハレテ居ルコトヲ討議スルニ付テモ、打チ明ケ話ハ幣原男爵ニ對シテノミニ限リマシタ。外国大使ハ國際のニ重大ナ問題ヲ、忌憚ナク論議スルノ完全ナル權利ヲ有スルモノテアリマス。幣原男爵ハ全ク腹藏ナク懇談ノ出来ル人テアリマス。

今回ノ會議ニ於ケル日本側ノ要求ハ、大巡ニ於ケル七割ト潜水艦ノ大噸數トテアリマシタ。米國側ノ要求ハ、日本ニ凡テノ艦種ニ付六割ヲ割當テルコトテアリマシタ。一時兩者ノ溝渠ニハ橋ヲ渡スコトモ出来ナイ様ニ思ハレマシタ。私ニトウシテモ解カラナカツタコトハ、何故七割テアルカ、八割或ハ七割五分、或ハ六割五分テハイケナイノテアルカト云フコトテアリマシタ。

其ハ誰レニモ答ヘラレナイ問題テシタ。其レテ、私カ公ノ演說ニ於テ為シ得タコトハ、日本海軍ニ對スル米國ノ態度ヲ明ニスルコトテアリマシタ。日本側カ防禦ノ為必要トスル海軍ヲ作ルニ反對シヨウトスルモノハ、相当ノ米國人中ニハ一人モ無ク、又日本カ防禦ノ為必要トスル所ハ、大ナルモノカアロウト云フコトヲ、私ハ極メテ明瞭ニ申シマシタ。

売高ノ二割七分カ米國ニ戻ツテ行クノミテ、斯ル事業ハ大ニ奨励スヘキテアルコトヲ日本人モ認メテ居ルト、私ハ信スルモノテアリマス。米國ニ於テ私等ハ日本ノ生糸カ無クトモヤツテ行ケマス、又日本モ米國ノ自動車カ無クトモヤツテ行ケマス。然シ、其ハ兩國ニ取ツテ甚タ近眼者流ノ政策テアリマセウ。日本ニ於ケル医科ノ仕事モ此ト同様テアリマス。日本ニハ立派ナ医者カ居リマス。日本ハ立派ナ研究ヲヤツテ居リマス。医学ノ教育モ盛テアリマス。其ハ若イ医者ヲ教育シ仕立上ケルハカリテナク、衛生ノ問題ニ關シ一般公衆ヲ教育シテ居リマス。其ノ教育ハ私等カ多年ヤツテ来タノト同シヤリ方テス。此等ノ事ヲ考ヘル毎ニ驚クノテスカ、日本ハ今カラ僅カ七十五年前封建制度ノ下ニ在ツタト云フコトハ、實ニ驚嘆スヘキコトテアリマス、日本ハ種々ノ方面ニ於テ頗ル近代のテアリマス。而モ人々カ云フ様ニ模倣ニ依ツテ近代のトナツタノテハ、アリマセン。適合ニ依ル近代化テアリマス。日本人ハ私等ノ寄与スヘキモノヲ採用シ之ヲ自身ノ用ニ適合サセタノテアリマス。諸君ノ最モ興味ヲ有セラルルハ倫敦會議ニ付テテアリマセウ、要スルニ大統領カ自分ヲ日本ニ派遣サレマシタノハ、

同會議ノ為テアリマス。私カ日本ニ到着シテ暫クスルマテハ、私ノ赴任カ或ル程度ノ疑惑ヲ以テ見ラレテ居ルコトニ氣カ付キマセンテシタ。其ハ政府ニ依テテハアリマセンカ、多數ノ新聞ハ「フーヴァー」大統領カ私ヲ日本ニ派遣シタノハ倫敦ニ於ケル米、英或ハ仏人ノ主張ヲ日本政府ヲシテ、強制的ニ受諾セシメムカ為テアルト考ヘテ居リマシタ。諸君ハ獨立政府ヲシテ、其ノ欲セサル所ヲ強イテ行ハシムルコトハ出来マセン。私カ不正手段ヲ以テ之ヲ為サントスルモノテアルカ如クニ思ツテ居リマシタ向モアル様テアリマス。倫敦會議ニ於テ米國側ノ立場ニ味方セシムル為、新聞ヲ買収スルノ目的テ百万弗ヲ私カ持ツテ来ルノテアルトノ噂カ立チマシタ。其ノ噂ハ數週間日本ニ滞在シテカラ、始メテ知リマシタ。其ノ噂ハ自分ニハ實ニ不愉快ナモノテアリマシタ。日本ニ於ケル私ノ不正ノ目的ニ付テハ沢山ノ作り話ハ行渡ツテ居リマシタカ、其ノ大概ハ此ノ様ニ馬鹿氣タモノテアリマシタ。私カ日本政府ヲ強制出来ナイノハ誠ニ明カナコトテアリマス。然シ又コンナ噂ノアルノニモ顧ミマシテ、本國ニ於テ問題ヲ惹起スル様ナコトノ無イ為ニ、私カ其ノ言動ヲ慎シマネハナラナカツタコトモ

善カレ惡カレ露國ノ将来ニ付テハ、心配カ絶エナイモノテアリマス。露國ハ日本ニ非常ニ接近シテ居ルノテス。其ノ上戰爭ノ起ル場合、日本ハ大陸トノ交通ヲ断タナイタケノ海軍ハ必要テ、此ハ認メナイワケニハ行キマセン。大陸トノ交通カ遮断サレハ、日本ハ餓死スル他アリマセン。又私ハ正シイ考ヘ方ヲスル米國人中ニハ、日本ニ隣接スル東洋ニ於テ日本海軍ノ優越ト云フ言葉ハ使ハナカツタ様ニ思ヒマス。カヲ否定スル者ハ無イト申シマシタ。日本ハ島國テアリマシテ、其近海ヲ支配スルコトハ日本ニ絶對的ニ必要ナノテアリマス。米國ハ日本迄進ミ東京ヲ爆発セシメ得ル様ナ海軍ヲ有スルコトヲ欲シテハ居リマセン。私等ノ欲スル所ハ防禦ヲ目的トスル海軍、現ニ保有シ居ルモノヲ保持スルニ足ルタケノ海軍テアリマス。私等ニハ日本ト同シ様ニ、領土の野心ハアリマセン。然シ倫敦ニ於ケル事態ハ險惡ノ様ニ見受ケラレマシタ。日本側ハ何等讓歩セス、米國側モ讓歩スル所無イ様ニ思ハレマシタ。如カ、問題ハ「リード」上院議員及松平氏ノ手ニ引渡サレ、極メテ非公式ニ懇談スルコトナリ、果シテ兩氏カ何等カノ結論ニ達シ得ルヤ否ヤ努力シテ見ルコトニナリマシタ。其ノ時

カラ私ハ光明ヲ認メル様ニナリマシタ。私は「リード」上院議員トモ松平氏トモ極メテ懇意ニシテ居リマス。私ハ両氏共ニ、自国ノ福祉ノ為ニ常ニ努力ヲ惜シマル立派ナ愛国者テアルコトヲ、又両氏カ感情ニ支配サレル様ナコトノナイコトヲ知ツテ居リマス。自国ノ福祉ト云フノハ二三ノ点デ些々タル技術上ノ利益ヲ得ルコトハナク、自国ニ好意ヲ集ムルコトデアリマス。「リード」上院議員ト松平氏トハ其ノ方針ノ下ニ二三週間努力ヲ続ケ、懇談ニ懇談ヲ重ネ遂ニ協定ニ達シマシタ。

其ノ後日本ニ於テ新聞カ其ノ協定ヲ米国案ト称シ、誰レモ米国案ノ受諾ヲ欲シマセンノテ困難ヲ生シマシタ。其レデ私ハコウ指摘シマシタ。米国ハソソナニ寛大テハアリマセン、其ハ米国案ト称スヘキモノテハナイ、私等ハ日本カヨリ強大ナ海軍ヲ有スルコトヲ欲スルモノテハナイカ、其ハ二人ノ穩健ナ分別アル人カ、互ノ要求ヲ譲歩シ合ツテ出来上カツタ協定ナノテアルト申シマシタ。私等ハ其ハ米国案テアルコトヲ終ニ否定シ去リマシタカ、新聞ハ依然米国案ト称シテ居リマシタ。此ハ米国テモ同シデアリマセウ。協定カ日本ニ通報サレマシタ時、日本政府ニ之ヲ受諾シテ貰ハ

シテ居リマシタ。日本ノ友人連ハ「示威運動ノ心配ハ御無用、又停車場ニ出迎ヘニ行クモノモ無イテセウ。」ト云ツテキマシタカ、大将ノ大阪通過ノ際ニハ二千ノ人々カ旗ヲ振リナカラ歓呼シ、又東京テモ同様ノ歡迎振リデアリマシタ。之ハ日本ノ輿論カ刺激ヲ受ケ、人々カ熟慮ヲ遂ケタ上テ、結局軍艦ヲ二三隻多ク持ツカ持タヌカト云フコトハ、国家安全ノ上カラ云ツテ今回ノ會議ノ成功カ齎シタ親善關係ニ比スヘクモナイト云フ極メテ賢明ナル結論ニ達シタコトヲ証スルモノデアリマス。

私ハ「今回ノ會議ハ不成功デアツタ、吾々ハ数隻ノ新艦ヲ建造シナケレハナラヌテハナイカ」トノ論ヲ耳ニシタシ、又事実其通りデアリマス。我々ハ新ニ建艦シナケレハナラヌカ、此ノ議論ヲ為ス人ハ二ツノコトヲ忘レテキルノテハナイカト思ハレマス。其ノ一ハ大戰以來全ク建艦ヲシナカツタノハ、世界中我國ノミテ其ノ結果、各国共我々ヨリ優越シテオルコトテ、又恐ラクモツト大事ナ今一ツノ点ハ、議會カ既ニ協賛シタ一万噸級巡洋艦五隻カ會議ノ結果、建造サレヌコトニナツタト云フコトデアリマス。之ハ仲々価値ノアル点デアリマス。一体私ハ一遍ニ何モ彼モ全部片付

ナケレハナラナカツタノテ、東京カ一時間問題ノ中心地トナリマシタ。倫敦ニ居ル人等ハ非常ニ神經質ニナリマシタ。日本政府ハ未タ回答ヲ發シナイカ、自分カ眠ツテ居ルノテハナイカト大変真剣ナ電報ヲ寄シマシタ。

本協定ノ受諾ハ遅レマシタカ、日本政府トシテハ全力ヲ尽シタノデアリマシタ。海軍部内ニハ新聞ヲ通シテ策動シタモノモアツテ、一般ノ人々ニハ或ハ拙イ取引ノ結果ヲ引受ケルノテハナイカトノ感ヲ抱カセマシタ。此ノ間ニ在テ幣原男ハ何等ノ答弁モサレマセンテシタカ、恐ラク日本ノ輿論ノ流れヲ見定メントシテ居ラレタモノノ様デアリマス。何時モ流れノ上層ハ騒シイモノテ、其下ニ真ノ國論ヲ示ス所ノ深い緩カナ流れカアルモノデアリマス。私共ハ此ノ深い流れヲ探ル様ニ努メタノデアリマスカ、上面ノ小波ハ別ニ之ヲ揺カス風モ起ラナイテ何時シカ平穩ニ帰シ、三週間ノ後愈々政府カ本協定ヲ受諾シタ時ニハ憤慨ノ勃發モナク、日本國民ハ既ニ全般ノ事情ヲ考慮シ勇躍之ヲ受諾シタ程デアリマシタ。

財部大將ハ全權一行中先頭第一ニ帰朝サレマシタカ、其ノ際大將ニ對シテ反對ノ示威運動カアリハセヌカト私ハ心配

ケル理ニハ行カヌト考ヘル一人デアリマス。先ツ出来ルタケヲ成シ、徐々ニ進ンテ一般ノ人々ニ承認セシメ、然ル後更ニ進ムモノデアリマス。私ハ決シテ平和論者テハアリマセン。私ハ海軍ノ廃止ヲ欲シマセン。否、寧ロ大反對デアリマス。私ハ陸海軍ハ國民生活上、將又國防上極メテ重要ナモノト思ヒマス。何時何國カ狂氣ノ沙汰ニ出ナイモノトモ限ラナイカラデアリマス。

然シ私ノ考テハ日本ハ會議ノ結果、極メテ強固ナル地位ニ置カレタコトヲ自ラ信シテ居ルモノト思ヒマス。当然ノコトトハ云ヘ、日本ハ極東ニ於テ優越ノ地位ニ置カレテ居リマス。日本ハ進歩ト云フ点ニ於テ極東ニ其比ヲ見サル國デアリマス。今回ノ會議ニ於テ日本ノ唯一ノ心配ハ米國ノ海軍ニ関連シテアリ、從テ私トシテハ、米國ノ海軍ハ日本ト戦フヘキモノテナイト云フコトヲ説明シナケレハナラヌト直感シタノデアリマシタ。一般ニ米國カ何カ支那ニ企ミ、其ノ為ニ戦争ニナリハセヌカトノ感カアツタ様デアリマシタ。一体米國ハ支那ニ對シ何ヲ欲スルノカ。米國ハ繁榮セル、統一アル、自立セル支那、適法ニ權利ヲ主張スルト共ニ義務ニモ忠実ナ支那ヲ欲スルノデアリマス。而シテ

私カ日本ノ対支態度ヲヨク見レハ見ル程、日本モ亦全然同様ノ希望ヲ持テキルコトヲ覚ルノデアリマシタ。恐ラク日本カ支那ニ倚ルコト特ニ大ナルタケ、我々ヨリモ更ニ一層其希望ハ強イコトト思ヒマス。私ハ從來日本カ支那ニ対シ、米國ノ好マヌコトヲ屢々行ツタコトヲ知ツテ居リ、日本ノ前内閣カ支那ニ対シ高圧的態度ヲ採ツタコトヲ知ツテ居リマスカ、又幣原男並今日政權ヲ握ツテ居ル同志ノ人々カ支那問題ニ関シ米國ト同様ノ見解ヲ持シテ居ルノヲ知ツテ居リマス。此ノ日本ノ態度ニシテ變ルコトカナイ以上、支那問題ニ付テ兩國間ノ衝突ヲ見ルコトハ不可能デアリマス。

云フ迄モナイコトデアリマスカ、自分カ日本テ語ラナカッタ一事ハ移民問題デアリマス。畢竟私ハ米國大使デアリマス。アノ法律カ法律テアル以上、私ハ日本ニ於テ夫ヲ批評スヘキ地位ニハナカツタノテ、我々ハ何モ議論シマセンシタ。唯一度殆ト之ニ触レカカツタコトカアツタカ、夫ハ倫敦會議ノ結果生レテクル親善ナル空氣ハ、現存スル誤解ノ解決ヲ容易ナラシメルタロウト信スル旨ヲ云ツタノデアリマス。今ヤ故國ニ歸ツテ来マシタノテ、私ハアノ法律ハ

ヲナシタルカ其ノ要旨左ノ通

一、倫敦條約ハ不戰條約ノ効果ヲ具體的ニ實現セルモノナリ本條約ハ日英米三国ニ於テ各々軍人中ノ極端ナル一派ヨリ反對ヲ受ケ居ルモ一般輿論ハ何レモ本條約ニ対シ圧倒的支持ヲ与ヘ居レリ而シテ三国ノ右反對論者カ何レモ條約ハ自國ニ不利ナリトセルコトハ即チ本條約カ三国ニ執リ公正ナルコトヲ示スモノナリ

二、條約ヲ攻撃スルモノハ主トシテ一部軍人ナルカ軍人ハ戰爭防止ノ方法ハ戰爭ノミナリト考フル傾アリテ他ノ一面ニ國際親善其ノ他紛争ヲ解決スル方法アルコトヲ忘却シ易シ從テ彼等ハ海軍制限ニ依リ猜疑心ヲ去リ國際親善ヲ促進スルコトカ戰爭防止ノ有効ナル方法ナル所以ヲ理解スルコト難シ

三、元来米國ニ於テハ建國以來軍備ニ関スル決定權ハ「シビリアン」タル代表者之ヲ有シ軍人ハ何等与ル所ナク唯右決定ニ当リ専門的事項ニ付助言ヲ与フルニ過キス右ハ「アングロサクソン」民族カ約三百年ニ亘リ保持シ来レル伝統ニシテ例ヘハ英國ニ於テハ民意ニ反シ大海軍ヲ建設セントテ失敗セル例アリ然ルニ今日米國海軍ノ大キサ

嫌ヒタト云ヒ得ルノデアリマス。トウモ何ノ点カラ見テモ不公平ノヨウニ思ハレルカ、此ノ事ハ日本テハ云フ訳ニ行カナカツタノデアリマス。私ハ倫敦會議ノ成功ニ依ツテコノ法律改正ニ必要ナ最後ノ要件カ満サレタモノテアルト思ヒマス、移民問題ニ付テ感スル一事、最モ美シイ点ハ日本人側ノ強イ隱忍デアリマス。彼等ノ内心ニ潜ム不正ヲ加ヘラレタト云フ意識ハ感得セラル、モ、彼等カ何等カノ批評ヲ公言スルノヲ聞イタコトカアリマセン。彼等ハ移民ハ國內問題テ何等発言ノ權ハナイト云フノミテアルカ、彼等カ深ク不快ニ感シテアルコトハ看取シ得ラレルノデアリマス。(以下略)

538 昭和5年6月14日

在米國出淵大使より
幣原外務大臣宛(電報)

ロンドン海軍條約に関するスティムソン國務 長官の演説要旨について

第二一〇号

「スチムソン」國務長官ハ十二日倫敦條約ニ関シ放送演説

ワシントン 6月14日後発
本省 6月14日後着

ヲ全然軍人ノ意見通りニ決定スヘシトナスモノアルカ右ハ米國ノ前記伝統ニ反シ且米國一般人民ノ貴重ナル權利ヲ奪ハントスルモノナリ

四、條約ニ関スル海軍部内ノ意見相違ハ米國側全噸數百十二万五千噸ニ対スル三万噸即チ三%ニ充タサル軍艦ノ大砲口径ニ関スル問題ニシテ而モ本問題ニ付テハ部内中意見分レ居リ然ルニ條約反對者ハ右ノ極メテ些細ナル点ヲ取上ケ條約全体ヨリ生スル利益ヲ抛棄セントシ居リ又反對派ハ條約ヲ充分審査スル要アリトテ審議ヲ今秋ノ選舉後ニ延期方主張シ居レル処條約ノ内容ニ付テハ既ニ一般ニ知ラレ居リ又審議ヲ延期セハ上院議員選舉戦ニ捲込マレ対日英戦争等ニ関スル論議行ハルルカ如キコトアラハ右兩國等ノ間ニ惡感情ヲ醸ササルヲ得サルヘク從テ此ノ時期ニ至リテ協賛ヲ得ルモ條約ハ効果ナキコトナルヘキニ付速ニ協賛ヲ与フヘキヲ要ス

英ニ転電シ仏伊ニ郵送セシム

539 昭和5年6月15日

在米國出淵大使より
幣原外務大臣宛(電報)

上院外交委員会におけるロンドン海軍條約の

資料要求に關連の決議及びこれに対する大統領
領声明について

ワシントン
本 省 6月15日前着

第二一二号

往電第一九八号ニ関シ

(一)上院外交委員会ハ十二日十票對七票ノ差ヲ以テ条約商議
全体ニ亘ル一切ノ事実ハ条約ニ關係アルモノト認メ外交
委員会ハ右商議ニ關スル一切ノ記録其ノ他ノ資料ヲ自由
ニ要求シ得ル權利アリ而シテ右權利ハ憲法ニ基クモノナ
ル旨ノ決議ヲ採用シ之ヲ大統領及國務長官ニ送付セルカ
右ハ外交委員会カ飽迄書類提出ヲ要求スルモノニアラス
シテ單ニ上院ノ權利ヲ明カニセルモノト認メラル

(二)十三日大統領ハ条約ニ關スル争点ハ(イ)國際親善ヲ危クス
ル海軍競争ヲ終止スヘキヤ(ロ)米國カ「パリチー」及或ル
總体的勢力ヲ得ル保障ナクシテ右競争國ニ追付ク為巨費
ヲ投スヘキヤ(ハ)現条約ハ實質上「パリチー」及前記總体
的勢力ヲ与フルト同時ニ國際親善、軍縮並經費節減ヲ計
リ得シヤニアル処条約ハ主力艦駆逐艦及潜水艦ニ付テハ

第二二八号

二十三日上院外交委員会ハ十六票對四票ノ差ヲ以テ上院ハ
倫敦条約批准ニ協賛ヲ与フヘキ旨ノ簡單ナル決議ト共ニ同
条約ヲ上院ニ廻付セリ同委員会ハ本条約ニ關スル報告書ヲ
提出セサリシカ右ニ関シ Board ハ上院本會議ニ於ケル討
議ニ依リ条約賛成ノ趣旨明カナルヘキ旨述ヘタル趣ナリ尚
反對派 Shipstead ハ大統領及國務長官カ条約關係文書提
出ヲ拒絶スルコトハ上院ノ權利ヲ無視セルモノニテ此ノ点
ニ基キ批准ニ反對スルモノナリトノ趣旨ヲ声明セリ
英ニ転電シ仏ニ郵送セシム

541 昭和5年6月26日

在英國松平大使より
幣原外務大臣宛(電報)

海軍大臣発表の本年度海軍計画について

ロンドン 6月26日後発
本 省 6月27日前着

第一七六号

二十五日下院ニ於テ當國本年度海軍計画トシテ海軍大臣ノ
発表セル処左ノ通
六吋砲巡洋艦三隻駆逐艦一隊(嚮導駆逐艦一隻駆逐艦八

右ノ目的ヲ達シタリ巡洋艦ニ付テハ三十万噸ヨリ三十二
万噸ニ増加スルコトナリタルモ問題ハ三万噸ヲ八吋ト
スヘキヤ又ハ六吋トシテ三万八千五百噸ヲ取ルヘキヤニ
アルカ米國全噸數ニ對比セハ三万噸ハ極メテ少量ナルノ
ミナラス八吋六吋ノ問題ニ付テハ海軍部内ニ於テ意見分
レ居レリ又上院ハ全權タリシ議員二名ヲ通シ事実上条約
商議ニ携ハレルモノナルカ条約規定以外ニ協定又ハ義務
ナルモノハ全然之ナシトノ趣旨ノ声明ヲ發セリ
又國務長官ハ十三日「ボラー」ニ宛テ前記(一)ノ決議ヲ單ニ
受領セル旨並前回ノ書翰ニ述ヘタル処ハ条約ニ基ク權利義
務ハ条約文書ノミニ依リ決定セラルヘキモノナリトノ趣意
ニ外ナラストノ書翰ヲ送付セリ
英ニ転電シ仏伊ニ郵送セシム

540 昭和5年6月25日

在米國出淵大使より
幣原外務大臣宛(電報)

上院外交委員会のロンドン海軍条約批准に關
する協賛の決議について

ワシントン
本 省 6月25日前着

隻)潜水艦三隻 sloop 四隻設網及標的曳航艦一隻尚右計
画ニ伴フ本年度追加予算ハ近々下院ニ提出セラルヘク六吋
砲巡洋艦艦型ハ約六千五百噸ニシテ今後三年間ニ跨ル本計
画所要総經費ハ約九百万磅ナル趣ナリ

542 昭和5年7月8日

幣原外務大臣より
在英國松平大使宛(電報)

ロンドン海軍条約の枢密院回付までの諸手続
について

本省 7月8日後5時発

第一四〇号 極秘

倫敦海軍条約ニ付テハ若槻全權帰朝後直チニ枢密院御諮詢
ノ手続ヲ進ムル心組ナリシ処同条約ニ包含セラルル各種專
門事項ノ研究乃至所要書類ノ準備ニ相当ノ日子ヲ要シタル
ト他面從來ノ七割主張ノ行懸上海軍部内ニハ今尚可成リ面
倒ナル議論アリテ海相ニ於テ之カ取纏メニ時日ヲ必要トシ
タル一方華府条約ノ場合ノ先例モアリ枢密院御諮詢前海軍
軍令部ニ於テ本件条約所定ノ兵力量ニ依ル新作戦計画案ヲ
作成シ海軍首腦者ニ説明其ノ了解ヲ取付ケタル上軍部最高
顧問部タル元帥府ニ付議シテ其ノ賛認ヲ求ムルノ要アリ旁

々意外ニ手間取り居ル処新作戦計画案ハ既ニ出来上リタルヲ以テ前記ノ如キ手續ヲ履ミ近日元帥府付議ノ見込元帥會議終了次第樞密院ニ本条約回付スル予定ナリ
米仏伊白ヘ転電アリ度シ

543 昭和5年7月(9)日 在米国出淵大使より
幣原外務大臣宛(電報)

ロンドン海軍条約に関する大統領の教書の要旨について

ワシントン
本 省 7月9日前着

第二三七号

往電第二三五号ニ関シ

(一)七日上院開會倫敦条約上程セラレタルカ大統領ハ左記要旨ノ教書ヲ送レリ

(i)軍備ニハ制限ヲ加フヘカラストノ考ヲ有スルモノカ本条約ヲ批難スルコトハ当然予期スヘキ所ニテ日英ニモ同様本条約ニ反対スルモノアルモ吾人ハ大多数ノ米国人カスル考ヘニ反対ナルコトヲ確信ス我國民ハ軍備カ国防ノ目的ニ合致スヘキモノナルコトヲ信スルト同時

ヲ忘却シ居レリ

(ii)条約ハ一九三〇年一月現在ニ比シ約三十万噸又仮リニ寿府會議ニ於テ規定成立シタリトセハ右規定ニ比シ六十八万噸ヲ縮減シ居リ又条約不成立ノ場合ニハ米國ハ今後六年間ニ五億弗以上ノ経費ヲ要シ而モ英米「パリテイ」ニ達セサルヘシ又他ノ關係國ハ節減シ得ヘキ費用ヲ國民ノ安寧及平和の生産ニ投シ得ヘキニ依リ結局世界ヲ裨益スヘキコトナルヘシ

(iii)要スルニ条約ハ軍備縮少及世界平和ニ向テ重要ナル一過程ヲナスモノニシテ直ニ之ヲ議決スルコトヲ要ス条約ニ關スル決定ヲナスニ必要ナル事實ハ既ニ明カニシテ条約文ノミカ米國ノ義務ヲ定メ居レリ若シ吾人カ条約ヲ成立セシメ得サルニ於テハ世界ハ平和ニ対スル進歩ヨリ再ヒ逆転スルニ至ルヘシ

(iv)尚当日「マケラー」(反対派)ハ条約ニ關スル一切文書ヲ上院ニ提出方決議ヲ提出セリ

544 昭和5年7月(13)日 在米国出淵大使より
幣原外務大臣宛(電報)

上院の条約締結権限に関連する論議の状況に

ニ軍備制限及縮少ノ進展ヲ切望シ軍備競争ノ終止ヲ希望シ居レリ本条約ハ右ノ要望ニ合致ス

(d)米國ハ最富國ナルカ故ニ他國ニ優越セル建造ヲ為シ得ヘシトノ考ヘハ誤レリ米國カ右ノ方針ヲ執ラハ他國ハ相結ヒテ米國ニ對抗スヘク其ノ結果ハ却テ米國ノ平和及独立ヲ危クス

(e)米國ノ陸空軍並資源等ヲ併セ考フルトキハ本条約規定ノ海軍勢力ヲ以テシテハ米國国防ヲ全フセストノ批難ハ未タ之ヲ聞カス本条約ニ依レハ米國ノ相對的勢力ハ特ニ主力艦「パリテイ」確保ニ依リ進歩ヲ見タリ即チ一九三〇年一月現在ノ既製建造中ノ噸數ハ米一〇〇ニ対シ日六五英一一三ナルモ条約ニ依レハ日六三、六英一〇二、四トナレリ

(f)本条約ニ關スル主タル議論ハ要スルニ全噸數ノ三「パーセント」ヲ八吋艦トスヘキヤ六吋艦トスヘキヤニアルカ口徑問題ニ付テハ海軍部内ニモ意見別レ居レリ加之此ノ点ニ付条約ヲ批難スルモノハ主力艦ニ付米國十二吋七万噸ニ対シ英國十三吋半十三万三千噸ヲ廃棄シ同時ニ英米「パリテイ」到達ナル更ニ重要ナル事實

ついで

ワシントン
本 省 7月13日前着

第二四〇号

(一)往電第二三七号「マケラー」決議案ハ「ロビンソン」(民主)修正提議通り公ノ利益ニ反セサル限リトノ字句ヲ追加ノ上十日成立セル処十一日大統領ハ關係文書ノ提出ヲ拒絕セルト共ニ議院ニ於テ政府側ト同様機密扱ヒトスルコトニ同意セハ右文書ヲ示スニ咨ナラサル旨ノ教書ヲ送付セルカ「ノーリス」(共和党)ハ上院ハ条約ニハ何等秘密協議又ハ申合セ無シトノ明確ナル諒解ノ下ニ条約ヲ批准ストノ留保ヲ付スヘキ旨ノ決議案ヲ提出セリ

(二)上院本會議ニ於テハ八日「スワンソン」(民主党領袖)賛成論並ニ十一日「ヘール」(海軍委員長)反対論アリタル外「マケラー」決議案ニ關連シ上院ノ条約締結権限ニ關スル議論大部分ヲ占メタリ議事録郵送ス
英ニ転電シ仏ニ暗送セシム

545 昭和5年7月17日 在米国出淵大使より
幣原外務大臣宛(電報)

ロンドン海軍条約批准問題に関するキャッスル
國務次官補の意見について

ワシントン 7月17日後発
本 省 7月18日前着

第二四二号

十七日「キャッスル」國務次官補ニ面会ノ際倫敦条約批准問題ニ関シ其ノ意見ヲ尋ネタルニ同次官補ハ過日提出セラレタル「ノリス」決議案（往電第二四〇号参照）ハ甚タ愚ナルモノナルカ之ヲ否決シ去ルコトハ「ノリス」一派（insurgents）ヲシテ条約反対ノ態度ニ出テシメストモ限ラス上院ニ於テハ目下出席議員定足ヲ超ユルコト多カラサル状態ナレハ此ノ際「ノリス」一派ノ為条約協賛ヲ危クスカ如キ万一ノ場合ヲモ避クルヲ賢明ト認メ同決議案ニ修正ヲ加フルコトヲ条件トシテ之ニ反対セサルコトナリシ次第ニテ協賛ハ来週火曜日頃トナルヘシト述ヘタリ
英ニ転電シ仏、伊ニ暗送セシム

546 昭和5年7月17日 在米出淵大使より
幣原外務大臣宛

キャッスル國務次官補のロンドン海軍条約に

スル友情ヲ理解セシムルコトヲ義務トシタルカ今般華府ニ帰来セルニ条約反対論者カ依然日本ニ対シ幻想的の危惧ヲ抱キ云為セルヲ見テ一驚ヲ吃セリ元来日本ハ約四億弗ニ近キ対米輸出ナクシテハ生存シ難ク又米國ヨリノ輸入三億弗ニ達シ且国内ニテ加工シ支那ニ再輸出スル綿花ハ米國ニ之ヲ求メ居ル状態ナリサレハ日米戦争ノ如キハ米國ニトリテモ極メテ重大問題ナルカ日本ニトリテハ死活ノ問題ナルヘシ過去ニ於テ吾人ハ日本ト意見一致セサルコトアリタルハ申ス迄モナク而シ吾人ハ常ニ必スシモ正當ニハ非サリキ之ニ拘ハラス日本ノ対米友情ハ一度タニ失ハレタルコトナシ日本カ特ニ米國ヲ頼ルヘキ友邦ト考ヘ居レルコトハ余ノ滞在中強ク印象ヲ受ケタル事柄ナリ

5 条約批准関係

倫敦条約ハ米國近海ニ於テハ米國ノ安全ヲ保証スルト同様日本近海ニ於テハ日本ノ安全ヲ保障スルモノト信ス苟クモ海軍ニ関シ智識アル者ハ日本カ米國ヲ攻撃スヘシト云フカ如キ恐怖ハ全然之ヲ抱カサルヘシ
「キャッスル」次官補ヨリ受領セル前記「テキスト」添付此段御報告申進ス

関する演説について

普通公第四〇八号

昭和五年七月十七日

在米

特命全權大使 出淵 勝次（印）
外務大臣男爵 幣原 喜重郎殿
「キャッスル」國務次官補ノ倫敦条約ニ

関スル演説ニ関シ報告ノ件

國務次官補「キャッスル」氏ハ七月十一日市俄古ニ於テ倫敦条約ハ世界平和ノ保障ノ一要素タル一般軍備制限ニ重要ナル第一歩ヲ進メタルモノナリトテ同条約支持ノ演説ヲナシタル処当國重要諸新聞ハ右演説ヲ相当詳細ニ報道シタルカ十七日本使同次官補ト会谈ノ際同官ハ右演説ハ実ハ國務長官ヨリノ憑憑ニ基キタルモノナリト内話シ「テキスト」写ヲ本使ニ手交セリ

右演説中同次官補カ日米關係ニ付述ヘタル所大要左ノ通り
倫敦會議商議ヲ通シ日本ハ常ニ米國海軍ヲ念頭ニ置キ例ヘハ支那ニ関スル日米ノ意見不一致ノ為米國カ日本ヲ攻撃セサトノ恐怖ヲ抱キ居タリ從テ余ハ米國ノ日本ニ対

547 昭和5年7月22日 在米出淵大使より
幣原外務大臣宛（電報）

ロンドン海軍条約に対する上院の協賛について

ワシントン
本 省 7月22日後着

第二四五号

二十一日午後上院ハ五十八票対九票ヲ以テ倫敦条約ニ協賛ヲ与ヘタリ右協賛ニ当リ同条約第十九条ニ関スル日英米交換公文以外条約ニ関スル秘密文書又ハ取極ナキモノト了解ストノ趣旨決議（「ノリス」案修正）採用セララル
英ニ転電シ英ヨリ仏伊ニ転電セシム

548 昭和5年7月22日 幣原外務大臣より
在英松平大使宛（電報）

ロンドン海軍条約に対する軍事参議院會議の承認後直ちに批准手続を進める旨通報について

第一五一号（極秘）
本省 7月22日後7時20分発

往電第一四〇号ニ関シ

倫敦条約所定ノ兵力量ニ対シテハ海軍首脳者中東郷元帥ヲ初メ一二軍事参議官ニ於テ不満アリタル為財部海相ニ於テ折角意見ノ取纏メニ尽力中ナリシ処二十一日漸ク軍事参議官会議非公式会合開催ノ運トナリ同会合ニ於テ一応意見纏マリタルニ依リ軍事参議官會議正式會議ニ付議セラルヘキ手筈ナルガ正式會議ニ於テ完全ナル意見ノ合致ヲ見ルニ至ル迄ニハ或ハ多少ノ困難アルヘキモ大体今週中ニハ海軍側トシテノ手続完了シ得ル見込ニテ其ノ上ハ直チニ御批准奏請ノ手続ヲ進ムル都合ナリ

米仏伊ヘ転電アリ度シ

549 昭和5年7月23日

在英國松平大使より
幣原外務大臣宛(電報)

米国におけるロンドン海軍条約の批准に関する
タイムス及びデイリー・ヘラルドの社説要
旨について

第二二一号

ロンドン 7月23日後発
本省 7月24日前着

米国ニ於ケル倫敦海軍条約ノ批准ニ関シ七月二十三日ノ「タイムス」及「デイリー・ヘラルド」ハ社説ヲ掲ケタルカ其ノ要旨左ノ通

「タイムス」

「フーヴァー」大統領ハ昨年三月就任スルヤ平和条約ヲ出発点トシテ世界ニ対シ軍縮ノ提議ヲナサムコトヲ声明シタルカ今回ノ倫敦海軍条約ノ批准ハ大統領ノ成功ナルモ米国輿論ノ背景ニ負フ所大ニシテ他面英國及日本ノ熱心ナル政治家ノ協力ニ依ルコト言フ迄モナシ日本ニ於テハ猶東郷元帥ヲ初メ反対派ノ有力ナル反対アルモ政府ノ調印セル協定ヲ破壊スルニ至ルトハ思ハレス又英國カ条約ヲ批准スルニ至ルヘキハ疑ヲ容レス英國民及下院ハ三大海軍国間建艦競争防止カ有利ニシテ多少ノ犠牲ヲ補フニ足ルト認ムル点ニ於テ政府ト其ノ見解ヲ一ニシ居レリ各自治領亦同様ナリ要スルニ米上院ノ批准ニ依リ条約ハ其ノ最大障礙物ヲ飛越シタル訳ナルカー一九三五年迄ノ実績ニ依リ更ニ軍備撤廃ニ向ツテ一歩ヲ進ムルコト容易ナルヘシ

「デイリー・ヘラルド」

反対派ノ様々ナル妨害ノ企テニモ拘ハラス海軍条約批准法

案ハ遂ニ米国上院ヲ通過セリ英國ニ於テハ該条約ハ左右兩派ヨリ様々ノ反対ヲ受ケ日本ニ於テモ海軍ノ一派ヨリ反対アルモ結局批准セラルルコトナルヘシ

然レトモ仏伊ノ参加スル迄ハ条約ハ完成ニ至ラヌ又之アリトスルモ本条約ハ唯軍縮ノ第一歩ニシテ平和ノ確保ハ単ナル軍備制限ニアラサル軍備撤廃ニ依リ初メテ可能ナリ
米ニ転電シ仏ニ暗送セリ

550

昭和5年7月23日

在本邦米國臨時代理大使より
幣原外務大臣宛

米国上院におけるロンドン海軍条約批准完了
の通報について

EMBASSY OF THE UNITED STATES OF AMERICA

The American Chargé d'Affaires ad interim presents his compliments to His Excellency the Minister for Foreign Affairs and has the honor to inform Baron Shidehara that the Senate on July 21, 1930, gave its advice and consent to the ratification of the London Naval Treaty with the following reservation, which

became a part of the instrument of ratification signed by the President of the United States yesterday afternoon.

"Resolved further, that in ratifying said Treaty the Senate does so with the distinct and explicit understanding that there are no secret files, documents, letters, understandings, or agreements which in any way, directly or indirectly, modify, change, add to, or take from any of the stipulations, agreements, or statements in said Treaty; and that the Senate ratifies said Treaty with the distinct and explicit understanding that, excepting the agreement brought about through the exchange of notes between the Governments of the United States, Great Britain, and Japan having reference to Article XIX, there is no agreement, secret or otherwise, expressed or implied, between any of the parties to said Treaty as to any construction that shall hereafter be given to any statement or provision contained therein,"
Tokyo, July 23, 1930.

(訳文)

米國臨時代理大使ハ千九百三十年七月二十一日上院ガ左記留保ヲ付シテ「ロンドン」海軍條約ノ批准ニ協賛ヲ与ヘ右留保ハ合衆國大統領ニ依リ昨日午後署名セラレタル批准書ノ一部ト為リタル旨外務大臣幣原男爵閣下ニ通報スルノ光榮ヲ有ス

「尚右條約ヲ批准スルニ当リ上院ハ右條約中ノ規定、合意又ハ声明ノ何レヲモ直接ニ又ハ間接ニ何等之ヲ修正シ、變更シ、之ニ付加シ又ハ之ヨリ削除スベキ秘密ノ書類、文書、書翰、了解又ハ合意存在セズトノ確然且明白ナル了解ヲ以テ批准スルモノナルコト及上院ハ右條約中ニ包含セラルル声明又ハ規定ニ対シ今後与ヘラルベキ解釈ニ付テハ第十九條ニ関スル合衆國、「グレート、ブリテン」國及日本國ノ政府間ノ公文交換ニ依リ成立シタル合意ヲ除クノ外右條約ノ何レノ当事國間ニモ秘密ノ若ハ然ラザル又ハ明示的若ハ默示的ノ合意存在セズトノ確然且明白ナル了解ヲ以テ右條約ヲ批准スルモノナルコトヲ決議ス」

千九百三十年七月二十三日東京ニ於テ

御批准相成候様仕度別紙御批准書案相添此段謹デ奏ス

昭和五年七月二十三日

外務大臣男爵 幣原 喜重郎

(御批准書案)

天佑ヲ保有シ万世一系ノ帝祚ヲ踐メル

日本國皇帝(御名)此ノ書ヲ見ル有衆ニ宣示ス

朕昭和五年四月二十二日「ロンドン」ニ於テ帝國全權委員ガ亜米利加合衆國、英帝國、仏蘭西國及伊太利國ノ全權委員ト共ニ署名調印シタル千九百三十年「ロンドン」海軍條約ヲ閱覽点檢シ之ヲ嘉納批准ス
神武天皇即位紀元二千五百九十年昭和五年 月 日
ニ於テ親ヲ名ヲ署シ璽ヲ鈐セシム

御名国璽

外務大臣男爵 幣原 喜重郎

552

昭和5年7月(24)日

在米國出淵大使より
幣原外務大臣宛(電報)

ロンドン海軍條約批准の際の大統領の声明に
ついて

ワシントン

551

昭和5年7月23日

幣原外務大臣より
浜口内閣総理大臣宛

ロンドン海軍條約御批准奏請について

条一機密第三三三号

昭和五年七月二十三日

千九百三十年ロンドン海軍條約御批准奏請ノ件

昭和五年四月二十二日「ロンドン」ニ於テ帝國全權委員ガ亜米利加合衆國、英帝國、仏蘭西國及伊太利國ノ全權委員ト共ニ署名調印シタル千九百三十年「ロンドン」海軍條約御批准ノ儀ニ関シ別紙ノ通上奏致候間至急可然御取計相成度此段申進候也

追而別紙トシテ前記條約ノ正文及訳文各四通添付致置候

(欄外注記)

六月二十三日堀軍務局長來省海軍側ヨリ何分ノ通知スル迄
送見合セ方懇談アリタリ

(上奏案)

昭和五年四月二十二日「ロンドン」ニ於テ帝國全權委員ガ亜米利加合衆國、英帝國、仏蘭西國及伊太利國ノ全權委員ト共ニ署名調印シタル千九百三十年「ロンドン」海軍條約

本 省 7月24日前着

第二四九号

二十二日大統領ハ倫敦條約ヲ批准セリ批准ニ先立チ大統領ハ新聞記者ニ対シ本條約ハ關係國ノ批准ト共ニ世界幾百万ノ人々ノ胸ニ潜ム感情ヲ一ツノ政治的事實トシテ現ハスニ至ルヘク又世人ハ猜疑及軍備競争ナル盲目的勢力ヲ斥ケ自然及根氣好キ商議ナル精神的勢力ニ再ヒ信ヲ置クニ至ルヘシ條約ハ一方米國國防ヲ全フスルト共ニ他方世界平和ヲ進ムルモノニシテ將來軍縮事業ノ基礎トナルヘシ吾人ハ本條約ニ依リ世界一般ヨリ米國ハ侵略等ノ意圖アリトノ考ヲ除キ得タルヘシトノ趣意ノ声明ヲ發セリ

英ニ転電シ仏、伊ニ郵報セシム

553

昭和5年7月24日

在シカゴ木村領事より
幣原外務大臣宛

米國のロンドン海軍條約批准に関する新聞論

調報告について

普通公信第八五号

昭和五年七月二十四日

在シカゴ

外務大臣男爵 幣原 喜重郎殿
領事 木村 惇(印)

米國ノ海軍条約批准ニ関スル新聞論調報告ノ件

七月二十一日米國上院ハ海軍条約批准ヲ可決シタル処右ニ
関シ当地主要新聞ハ各論説欄ニ於テ大要左ノ通論シタリ

一、二十三日「シカゴ、デイリー、トリビューン」紙ハ本条
約ハ英國及日本ニトリテハ好都合ナルベキモ米國側ノ主
張タルハ時砲其ノ他ノ要求ハ充分容レラレズ英國ハ本条
約ニヨリ依然トシテ優秀ナル海軍國タルノ地位ヲ保持シ
今後ハ専心目下紛糾中ノ英帝國內ノ問題解決ニ當リ得ル
ニ至レリ恐ラク米國政府ノ真意モ英國ヲシテ安ンジテ之
ニ力ヲ濯シメントシタルモノナルヘシ何トナレバ露支印
等ノ問題ノ紛糾ノ結果ハ遂ニ世界全般ノ安寧ヲ脅スコト
アルヘキカ故ナリ唯米國トシテハ此ノ際本条約ニヨリ許
サレタル範圍内ニ於テ軍備ノ充実ヲ図ルヘキノミト論シ
二、二十三日「シカゴ、デイリー、ニュース」紙ハ上院ハ
遂ニ理性ト道德的進歩ノ声ニ耳ヲ傾ケタリ素ヨリ進歩的
輿論ハ主義上夙ニ今回ノ条約ヲ容認シタルモ上院ノ一部
及海軍々人間ニ之ニ反対スルモノアリシ処彼等一派ノ要

得ヘキナリト論シタリ

尚何等御参考迄右各論説原文切抜添付ス

554 昭和5年7月24日

在ロスアンゼルス佐藤領事より
幣原外務大臣宛

ロンドン海軍条約上院通過に関する新聞論調
報告について

公第一四七号

昭和五年七月二十四日

在ロスアンゼルス

領事 佐藤 敏人(印)

外務大臣男爵 幣原 喜重郎殿

倫敦条約上院通過ニ関スル当地新聞論調報告ノ件

倫敦条約上院通過ニ関スル当地新聞論説要領左ノ通報告申
進ス

一、「ロスアンゼルス、タイムス」(二十二日)

倫敦条約ニ対スル「ジョンソン」議員ノ(加州選出)反

対ハ畢竟同氏自身並ニ其親友タル「ハースト」紙ノ「フ」

大統領ニ対スル個人的因縁ニ由来スルモノニシテ右ノ事

実明白ナルヤ上院ニ於ケル氏ノ同志モ氏ヲ見放スニ至

求ヲ容ルルトセバ結局海軍競争ヲ惹起スルノ他ナク從テ
右主張ハ以テ一般輿論ヲ動かスニ足ラザリシナリ今回ノ
条約ハ素ヨリ不充分ナルモノナリト雖モ華府条約ノ精神
ヲ継キ次ノ會議ニ於テ更ニ軍縮ノ実ヲ挙クヘキ道程トシ
テ意義アリト見ルヘク又上院カ本条約ヲ葬去ルヘシト觀
察セルモノニトリテハ兎ニ角米國カ他國ニ率先シテ之カ
批准ノ手續ヲ採リタルコトハ輕々ニ看過シ得サル処ナル
ヘシ唯「ノリス」ノ留保ハ恰モ大統領カ上院ハ条約ノ字
句ノ表面ニ表レタルモノ以外ノモノニ對シ何等カ Preli-
cate スルコトヲ許シタルカ如キ觀アリテ遺憾ナリ遮莫
本条約ノ批准ハ世界平和ト了解ト協調ノ勝利ナリト云フ
ヘシト論シ

三、同シク二十三日「シカゴ、イーヴニング、ポスト」紙
ハ本条約ノ批准ニヨリ常識ト國際善意ハ大勝利ヲ得タリ
政治的見地ヨリ見ルモ今回ノ勝利ハ大統領ニトリ重大ナ
ル意義ヲ有ス即チ大統領ハ之ニヨリ其ノ地位益々強固ヲ
加ヘタレハナリ「ノリス」ノ留保ノ如キハ素ヨリ重大視
スルニ当ラス日英カ本条約ヲ批准スヘキハ明カナルカ故
之ニヨリテ三国ハ海軍競争ノ負担ト戰爭ノ脅威ヨリ免レ

レリト云フ右ノ結果同氏ノ上院ニ於ケル勢威ハ失墜スル
ニ至ルヘシト一般ニ觀測セラル

所謂「ノリス」決議案ノ如キモ全ク無用ノ長物ニシテ上
院ノ協賛無クシテハ如何ナル國際取極ヲモ締結スルヲ得
サルヘシトノ平凡ナル事實ヲ力説シタルニ止マリ結局權
力慾ニ喘ク上院一部ヲ満足セシメタル効果アルニ過キサ
ルヘシ

大統領ハ隱忍自重一部議員ノ兒戲ニ類スル行動ヲ默過シ
剩エ前記「ノリス」決議案ヲ採用スルニ異議無キ旨ヲ言
明シタルハ蓋シ「フ」氏カ名ヲ棄テ実ヲ採リ幻影ヲ追フ
ノ愚ニ倣ハサラントスル聡明ヲ表徴スルモノト云フヘシ
「条約ノ墓場」ノ綽名サヘアル上院カ本条約ニ協賛ヲ与
ヘタルハ「フーバー」氏ノ政治的勝利ヲ意味スルモノニ
シテ同時ニ「ジョンソン」議員今回ノ行動ノ如キ全加州
人ニ對スル侮辱ニシテ吾人ハ之ニ對シテ公憤ヲ禁シ得サ
ルモノナリ

一、「イブニング、エクスプレス」(二十三日)

「フ」大統領カ上院一部ノ要求タル条約審議延期說ヲ一
蹴シテ断乎トシテ其即時協賛ヲ要求シタルハ誠ニ大胆ナ

ル遣口ニシテ全国民ノ賞讃ヲ博シタルハ疑ヲ容レス条約
反対議員ノ多クハ之ヲ以テ大統領ニ対スル攻撃材料ニ供
シタルニ止マリ一般ニ誠意ヲ欠キタル嫌アリ殊ニ秘密公
文書開説ノ如キハ全クノ人騒カセニ過キスシテ「ノリ
ス」決議案ハ見戯ニ等シ反対派ノ策戦ハ「ヴェルサイ
ユ」条約当時ト変化無キカ如キモ当時「ウイルソン」大
統領宿痼ニテ氣力ニ乏シカリシモ「フーバー」大統領ハ
闘志旺盛ニシテ華々シキ勝利ヲ博スルヲ得タリ

一、「ロスアンゼルス、エキザミナー」(ハースト系)(二
十二日)

日英両国ニ依リテ作ラレタル倫敦条約ハ遂ニ上院ノ協賛
ヲ得タリ今回ハ英国ノ意志ニ屈服シタルモ次回ノ会議ハ
米国ニ於テ開カルヘキヲ以テ今度こそハ日英両国ヲシテ
米国ノ意志ニ屈從セシムルヲ得ヘケンモ差当リテハ日英
両国ノ成功ニ対シ敬意ヲ表スルニ止ムヘシ

註、「ハースト」系ノ同紙並ニ「イブニング、ヘラルド」
紙ハ絶エズ倫敦条約ニ反対ノ論説記事ヲ掲ケ来レルカ
「エキザミナー」紙ノ如キモ条約上院通過ノ当日スラ
長文ノ論説ヲ掲ケ盛ニ毒突キ居リタリ

昭和五年八月六日

在米

特命全權大使 出淵 勝次(印)

外務大臣男爵 幣原 喜重郎殿

米国主力艦三隻ノ処分ニ関スル件

(一)当国海軍省ニ於テハ今般在役中ノ主力艦十八隻ヲ倫敦条
約所定ノ十五隻ニ減スル事ニ決定シ目下偵察艦隊所屬ニ
シテ条約ニ依リ処分セラルヘキ「フロリダ」ヲ十月一日
迄ニ除役シ同時ニ「ユター」及「ワイオミング」ヲ予備
艦ニ編入シ費府及「ノーフォーク」軍港ニ夫々繋留スヘ
キ旨発表セルカ「フロリダ」ハ当分ニテ除役スルノミニ
シテ条約ノ効力発生後ニ非サレハ廃棄作業ヲ加ヘサルヘ
ク又条約規定ノ練習用トシテ「ワイオミング」「アーカ
ンソー」ノ何レヲ保有スヘキヤモ未タ何等決定シ居ラサ
ル由ナリ前記主力艦三隻ノ処分ハ海軍省側ノ発表ニ依レ
ハ主トシテ経費節減ノ目的ニ出テタルモノニシテ右ニ依
リ「フロリダ」廃棄ニ要スル費用ヲ控除スルモ尚約七十
万弗ノ節約トナル趣ナルカ同省ニ於テハ右ノ外経費節減
方法ニ付種々考究ヲ加ヘ居ル由ニテ八月五日ノ紐育「タ

本信写送付先 在米大使

555 昭和5年7月24日

幣原外務大臣より
在英国松平大使宛(電報)

ロンドン海軍条約御批准奏請の手續完了につ
いて

本省 7月24日後4時45分發

第一五三号(極秘)

往電第一五一号ニ関シ

海軍首脳者間ノ意見大体纏マリタルヲ以テ二十三日午前開
催セラレタル海軍軍事參議官ノ正式會議滞リナク終了依テ
政府ハ同日午後臨時閣議ヲ開キ倫敦条約御批准奏請ノ手續
ヲ為スニ決シ二十四日浜口首相ヨリ右奏請ノ手續ヲ執リタ
リ從テ本件条約ハ即日枢密院ニ御諮詢ノ運ヒトナルヘシト
思考セラル

米仏伊ヘ転電アリ度シ

556 昭和5年8月6日

在米出淵大使より
幣原外務大臣宛(電報)

米国主力艦三隻の処分について

普通公第四三一号

イムス」報道ニ依レハ軍艦燃料費ノ節約、徵募兵員数ノ
一定期間半減等ノ外駆逐艦及潜水艦ノ処分ニ付テモ考慮
ヲ加ヘ居リ駆逐艦ニ付テハ曩ニ五十五隻ヲ除役セル外現
在五十六隻ヲ繋留シ居レルカ右繋留中及目下在役中ノ幾
分ヲ更ニ除役シ又潜水艦ニ付テハ今後二ケ年間に約一万
噸ヲ処分スル計画ナルカ如シト伝ヘラル

(二)過般当国海軍側ニ於テハ倫敦条約ニ基キ飛行機着甲板装
備ノ六吋巡洋艦建造ヲ計画中ナリトノ報道再三伝ヘラレ
右報道カ英国側ヲ可成リ刺戟セルヤノ新聞電報モアリタ
ル処七月二十五日ノ紐育「タイムス」華府通信ニ依レハ
此種巡洋艦ニ付テハ未タ研究中ニシテ何等決定シ居ラス
尤モ八吋巡洋艦ニ飛行機着甲板ヲ裝備スル計画ハ目下ノ
処全然ナク同巡洋艦ハ八基ノ飛行機ヲ搭載シ得ヘキニ付
之ヲ以テ充分ト認メラレ居ル趣ナリ尚前記通信ハ海軍側
ニテハ將官會議ヲシテ倫敦条約ニ基ク米国海軍方針ノ建
直ヲ考究セシメ居レルカ本年十月頃ニハ意見ヲ纏メ得ル
ニ至ルヘキカ一部ニハ倫敦条約ハ華府条約ノ比率ヨリモ
寧ろ各国海軍ノ現状ニ重キヲ置キ居レリトノ見方ヲナス
モノアリ旁々將官會議ニ於テハ将来ノ軍縮問題ニ対スル

関係上米海軍ノ新方針ヲ決定スルニ当リ相対的勢力維持ヲ最モ重要視セントスル模様ナルカ如シト報シ更ニ八月三日ノ同通信ハ最近ノ艦隊運動ニV型大型潜水艦ヲ参加セシメタル経験ニ依レハ大型潜水艦ノ必要ナルコト認メラレタルモ一面条約規定ノ潜水艦総噸数ヲ大型艦ノミニ振当ツルヲ得サルニ付結局沿岸防禦用並ニ航続力ヲ一定ノ限度迄縮少セル小型艦多数ヲ建造スルヲ可トストノ意見多キ由ナリト報シ居レリ

右何等御参考迄報告申進ス

本信写送付先 在英大使

557 昭和5年8月9日

ロンドン海軍条約関係書類の秘密顧問官への

配布に関する応答について

「ロンドン」海軍条約対極密院関係ニ関スル件

八月九日国際司法裁判所規約改正及米國ノ同裁判所加入ニ関スル兩議定書批准ニ関スル極密院本會議ニ於テ倉富議長閉会ヲ宣シタル後岡田顧問官ヨリ議事進行ニ付質問シタシト発言ヲ求メタルニ対シ議長ハ既ニ閉会后ナルヲ理由トシ

水町顧問官

書類配布ノ点ハ岡田顧問官ト全然同感ナリ

倉富議長

顧問官ニ対スル関係書類配布ノ遅延スルハ從來ノ慣例ニ依レバ下審査ノ結果政府提出書類ノ訂正スベキ点アラバ訂正ヲ為シタル上各顧問官ニ配布スルコトナリ居ルガ為ナリ

岡田顧問官

然ラバ政府ハ未定稿ノ書類ヲ以テ御批准ヲ奏請スルモノナリヤ甚ダ面白カラズ

幣原大臣

政府ハ決シテ未定稿ノ書類ヲ以テ御批准ヲ奏請スルガ如キコトナシ誤訳問題ハ斯ク／＼ノ事情ナリトテ誤訳ニアラサルコトヲ説明シ只原文ニ付印刷上不鮮明ノ点アリ此点ハ鮮明ナラシムル手續ヲトルコトナレリト述ブ

岡田顧問官

自分モ然ルベシト信ズ、唯只今ノ議長ノ説明ノ如クンバ未定稿ノ儘御批准ヲ奏請シタルモノナリト推断セザルヲ得ザリシ迄ナリ

二上書記官長

テ之ヲ拒絶シタリ然ルニ岡田顧問官ハ再三請求ヲ繰返シ又議長ヨリ右動議ニ関シ一応他ノ顧問官ニ協議アリタキ旨述べタルガ議長之ヲ肯ゼスシテ意見アラバ別室ニテ協議スルコトト致シタルト固執シタルニ付岡田顧問官モ已ムナク一同ト共ニ控室ニ引上ゲタリ

次ニ控室ニ於テ左ノ如キ問答アリタリ

岡田顧問官

実ハ海軍条約ノ御諮詢アリタル以来二週間ヲ経過シタルニ拘ラズ唯下審査終了シ其ノ後極密院ト政府トノ間ニ種々交渉行ハレ居ルコト等新聞報道ニ依リ承知シ居ルノミニテ自分等顧問官ハ今尚条約其ノ他ノ配布スラ受ケ居ラズ甚ダ不都合ナル次第ナリ元來議案ノ書類ヲ審査員以外ノ顧問官ニ配布ヲ禁スル規定ナシ顧問官ハ審査委員タルト否トニ拘ハラス書類ノ配布ヲ受ケヘキモノト解ス又一般顧問官ニ書類ノ配布アリタル前例モアリ是非配布アル様希望ス此点ニ関シテハ曩ニ某顧問官(石井顧問官ヲ指スカ)モ同様ノ意見ヲ漏ラサレタリ尚誤訳問題トシテ伝ヘラルル如クナラハ官紀ノ頽廃ト云ハサルヲ得ス此点ハ極府ヨリ政府ヲ責ムヘキモノナリ

極密院下審査ノ内容ガ具体的ニ新聞ニ現ハレタルハ不都合ナリ

幣原大臣

右ノ如キ具体的報道ヲ新聞ニ現ハシムルニ至リタル原因ヲ為シタル者一層責任アリ何レノ方面ヨリ洩レタルヤ知ラサルモ条約ノ翻訳ガ誤訳ダラケナリトノ報道新聞ニ伝ハリタルニ対シ政府ノ事務官連ガ憤慨シタルハ無理ナキ次第ナリ從テ新聞記者ガ具体的問題ヲ探索シタル結果自然具体的説明ノ出デタルコトハ已ムヲ得ズ

558 昭和5年8月9日 幣原外務大臣より
在英松平大使宛(電報)

米國上院のロンドン海軍条約批准に付したる

留保について

第一六〇号

本省 8月9日後7時55分発

今般在本邦米國代理大使ヨリ米國上院ハ七月二十一日留保付ニテ海軍条約ノ批准ニ協賛ヲ与ヘタル趣ヲ以テ右留保ノ全文ヲ通報シ来リタルガ責任國政府ニ対シテモ米國政府ヨリ同様ノ通知アリタリト推察セラルル処責任國政府ニ於テハ右留保ノ本条約ニ及ボスベキ影響ニ付如何ナル見解ヲ有

スルヤ又米国政府ヨリノ通報ニ対シ如何ナル措置ヲ採ラン
トスルヤ枢府ニ対スル説明上必要ナルニ付当局ニ就キ御問
合ノ上結果回電アリタシ

尚当方ニ於テハ枢密院ノ關係ヲ顧慮シ在本邦米国大使館へ
ハ不取敢口頭ヲ以テ右留保ハ条約ノ本質ニ影響ヲ及ボスモ
ノニ非ズト認メ米国側ニ対シ右通報ニ対スル我承認不承認
ノ意思表示ハ本条約批准済マデ一時差控ヘ又受領ノ通告ヲ
モ發送セズ暫時其ノ儘ト為シ度旨申聞ケタル処大使館側ハ
本件ハ帝国政府ヘノ「インフォメーション」トシテ通告
セルニ過ギザレバ右ニテ異存ナシト云ヘリ御含ミ迄

本電訓令トシテ在任在伊大使ニ転電シ参考トシテ在米大使
ニ転電アリタシ

559

昭和5年8月12日

幣原外務大臣より
在英松平大使宛(電報)

ロンドン海軍条約精査委員の任命について

第一六一号 極秘

本省 8月12日後7時26分発

往電第一五三三号ニ関シ

条約ハ客月二十四日枢密院ニ御諮詢アラセラレ本月五日下午
審査ヲ終了セルモ奉答文問題ニ付政府枢府間ニ往復交渉ヲ

其ノ時期ニ日英米三国ノ首都ニ於テ夫々祝賀ノ演説ヲ「ラ
ヂオ」放送シ普ク三国民間ニ聴取セシメタキ希望ニテ米国
側ハ大統領自身之ニ当ルヘク英国側ハ交渉ノ結果首相之ニ
当ルコトトナリタルカ日本側モ此ノ拳ニ賛同アリタク若シ
日本ヨリ英米ヘノ放送カ技術的ニ困難ナルニ於テハ便宜本
使ノ演説ヲ倫敦ヨリ放送シテ之ニ代フコトト致シタキ旨申
出タル趣ナリ就テハ本件賛同ノ可否及其ノ方法等ニ関シ御
詮議ノ結果米国側ヘノ回答振御回示ヲ請フ

在米大使ヘ転電セリ

561

昭和5年8月13日

在米出淵大使より
幣原外務大臣宛(電報)ロンドン海軍条約日本側批准促進方希望に關
するキャッスル國務次官補の談話についてワシントン 9月13日前発
本省 8月14日前着

第二五六号

八月十二日「キャッスル」ハ本使ニ対シ同官カ十一日大統
領ニ面会シタル際大統領ハ日本モ何レ遠カラス倫敦条約ヲ
批准スルコトト考ヘラルルニ付米国ハ愈十月一日ヲ以テ主

重ネ居其ノ為カ精査委員ノ任命ヲ見サリシカ(枢密院側ハ
曩ニ条約審査ノ資料トシテ軍事参議院ノ奉答文ヲ必要ナリ
トシ之カ提示ヲ要求セリ然レトモ政府ハ奉答文ヲ提示スヘ
キ地位ニアラサルヲ以テ右要求ヲ拒否シ来レリ)昨十一日
ニ至リ枢密院ハ伊東伯(委員長)金子子外七名ノ精査委員
ヲ任命セリ右委員会ハ未タ通報ニ接セサルモ来週審査開始
ト予想セラル

米、仏、伊ヘ転電シ往電第一五一号及第一五三三号ト共ニ白
ヘ転電アリ度シ

560

昭和5年8月13日

在英松平大使より
幣原外務大臣宛(電報)

ロンドン海軍条約成立祝賀放送の実施に關シ

米国側より申出について

ロンドン 8月13日後発
本省 8月14日前着

第二三五号

今般米国側ノ軍縮条約批准書携帶渡英シ来レル國務省西歐
局長「メリナー」米国大使館参事官ト共ニ堀参事官ヲ来訪
シ米国大統領ハ三国ノ軍縮条約批准書寄託ヲ同時ニ行ヒ且

力艦三隻ノ廃棄実行ニ着手スルコトト致シタキ考ナリト述
ヘタリト語リ夫レトナク本邦側御批准ノ速カナラムコトヲ
希望スル語氣ヲ漏ラシ居リタリ

英ニ転電シ英ヨリ仏、伊ニ暗送セシム

562

昭和5年8月(14)日

在英松平大使より
幣原外務大臣宛(電報)ロンドン海軍条約に対する英國の批准手続に
ついて

ロンドン

本省 8月14日前着

第二三六号

往電第二二三三号末段ニ関シ

十二日条約局長ノ堀ニ語ル処ニ依レハ英本国ノ批准ハ既ニ
「シール」ヲ完了シ其ノ他ノ自治領モ批准速ニ出揃フ見込
確實ナルモ唯愛蘭ノミハ十一月迄議會休会中ノ為臨時議會
召集又ハ議會付議省略等ノ非常手段ヲ執ラサル限り手続遅
延シ從テ英帝国全部ノ批准寄託ヲ後ラス虞アリ或ハ英本国
政府ヨリ愛蘭政府ニ交渉スルコトトナルヘキカトノコトナ
リ

米へ転電シ仏、伊へ暗送セリ

563 昭和5年8月(14)日 在仏国芳沢大使より
幣原外務大臣宛(電報)

米国上院のロンドン海軍条約批准に付した留
保への仏国の対応について

パリ
本省 8月14日前着

第二一三号

在英大使宛貴電第一六〇号(米国上院ノ海軍条約批准ニ付
セル留保ノ件)ニ関シ

外務省主任官「マツシグリ」ハ仏国政府ハ米国ノ通報ニ対
シ「ブランドルアクト」スル旨回答ヲ発シタルカ米国ノ留
保ハ何等仏国ヲ拘束セス条約ニハ影響ナシトノ見解ナル由
尚仏国ハ目下議会休会中ニテ批准ハ多分本年末頃ナルヘシ
トノ趣ナリ
英、米、伊へ転電セリ

564 昭和5年8月23日 幣原外務大臣より
在英松平大使宛(電報)

ロンドン海軍条約成立祝賀放送計画に対する

軍条約批准状況英当局ニ御問合ノ上回電アリタシ

566 昭和5年8月27日 幣原外務大臣より
在英松平大使宛(電報)

枢密院の審査促進の関連上アイルランド政府
批准問題に関する英国政府の意向照会方につ
いて

本省 8月27日後6時38分発

第一六九号(極秘)

往電第一六一号ニ関シ

枢密院精査委員会ハ十八日、二十三日及二十六日会議ヲ開
キタルカ右三回ノ会議ヨリ見ルニ枢密院側ニ於テ貴電第二
三六号十一月迄愛蘭議会議休会ノ事実ヲ利用シ自然英帝国全
部ノ批准寄託ハ遅延スヘキヲ以テ枢密院ニ於テ特ニ審査ヲ
急クノ必要ナシト称シ居ル実情ナルニ付テハ若シ英国政府
ニ於テ右貴電末尾ニ予見セラルル如ク愛蘭政府ニ対シ臨時
議會ノ召集又ハ議會付議ノ省略等ノ非常手段ニ依リ批准促
進方ヲ交渉シ其ノ結果愛蘭側ニ於テ急速批准ノ見込立ツニ
於テハ枢密院ニ於ケル審査ノ進行ヲ促進スル上ニ極メテ好
都合ナリ就テハ貴官ハ英国政府当局ニ催促ケ間敷キ感想ヲ

我が方の賛同について

本省 8月23日後8時26分発

第一六七号

貴電第二三五号ニ関シ

我政府ニ於テモ本計画ニ賛同スヘク本邦ヨリノ放送ニハ総
理大臣日本語ニテ之ニ当リ同時ニ貴官貴地ヨリ英語ニテ放
送セラルルコト致シ度シ

放送ノ内容及本邦ヨリノ対英米放送ニ関スル技術的打合等
ニ付テハ御批准後追テ電報スベキモ不取敢
在米大使へ転電アリ度シ

(欄外注記)

八月二十一日鈴木内閣書記官長ヨリ総理承諾ノ電話通知アリ
タリ

565 昭和5年8月27日 幣原外務大臣より
在英松平大使宛(電報)

英連邦各政府のロンドン海軍条約批准手続の
進行状況照会方について

本省 8月27日後4時55分発

第一六八号

貴電第二三六号ニ関シ英各自治領、印度及愛蘭其ノ後ノ海

与へサル様御留意ノ上本件処置振ニ関スル其ノ意向ヲ確メ
ラレ結果電報アリ度シ

567 昭和5年8月(31)日 在英松平大使より
幣原外務大臣宛(電報)

英連邦各国のロンドン海軍条約批准手続の進
行状況について

ロンドン
本省 8月31日後着

第二四四号

貴電第一六八号ニ関シ

外務当局ニ問合セタル処加奈陀「オーストラリア」及南阿
連邦ニ関シテハ既ニ一切ノ批准準備成リ皇帝(目下御避暑
中)ノ御署名ヲ待ツノミトナリ居リ「ニュージールランド」
及印度ハ手続幾分遅延シ未タ其ノ程度迄進行シ居ラサル旨
回答アリタリ

568 昭和5年9月17日 今井田通信次官より
吉田外務次官宛

ロンドン海軍条約成立祝賀放送の実施につい
て

信第七六六号

昭和五年九月十七日

通信次官 今井田 清徳(印)

外務次官 吉田 茂殿

軍縮条約ニ関スル祝賀放送ノ件

本月二日付報ニ機密第六六四号御照会ノ本件ニ関シテハ本月十六日付電業第二三六〇号ヲ以テ不敢取御回答致置候次第モ有之候処尙當省研究ノ結果本邦側ニ於テハ左記ニ依リ取運フコトヲ適當ト認メラレ候ニ就テハ至急米國政府ニ対シ可然御交渉ノ上結果御回報相煩度

記

一、日英米三国間ニ於テ同時ニ放送スルニハ次ノ時間ヲ適當ト認ム

G、M、T、十二時乃至十五時

即チ三国首都ノ時間ニテ表セハ

東京 午後九時乃至同十二時

華盛頓 午前七時乃至同十時

倫敦 正午乃至午後三時

二、本邦ノ演説ヲ英米ヘ送ルニハ東京無線電信局検見川送

アリ次第検見川送信所及岩槻受信所ハ何時ニテモ試験ニ応スヘキ準備アリ又本邦放送局ハ各局共毎日午後十時頃迄ハ定時ニ放送シツアルモ要求アラハ定時放送終了後モ試験ノ為メ放送可能ナリ

前記試験終了後実地放送ニ関シテハ本邦ニ於テハ日本放送協會ヲシテ之ニ當ラシムルコトスルモ米國ニ於ケル放送相手及關係無線局ノ局名、所在地及要項ヲ承知シ度ク尚試験ノ際ハ兩國關係無線局相互間ニ於テ直接詳細ノ打合せヲ行フモノトス

本邦關係無線局要項

(呼出符号)(空中線電力)(周波数)(所在地)

J I A A	三 k.w.	九、八四〇〇ke/s	東京付近
J O A K	一〇〃	八七〇〃	〃
J O C K	一〇〃	八一〇〃	名古屋付近
J O H K	一〇〃	七七〇〃	仙台付近

569

昭和5年9月18日

幣原外務大臣より
在ジュネーヴ松平大使、在米國出淵
大使宛(電報)

ロンドン海軍条約枢密院審査委員会の論議の

信所ヨリ短波ヲ以テ送信シ同時ニ本邦各放送局ヨリ中波ヲ以テ放送シ之ヲ桑港付近適當ナル局ニテ受信シタル上「ナシヨナル」放送会社(N、B、C、)ノ放送網ニヨリテ米國內ニ放送スルト同時ニ英國ニ対シ米國東海岸無線局ヨリ送信スルコトス

三、英米ノ演説ヲ本邦ニテ受信シ之ヲ中継放送スルニハ前記第二項ノ順序ヲ逆ニ使用シN、B、C、放送網ヲ通シテ桑港付近ノ適當ナル無線局(例ヘハ「オークランド」W 6 X N局)ヨリ短波ヲ以テ本邦ニ向ケ送信シ東京無線電信局岩槻受信所ニ於テ受信スルモノトス、又桑港付近ノ強力ナル放送局ヨリノ中波モ右短波ノ予備トシテ本邦適當ナル地点ニ於テ受信シ前記短波ト共ニ陸線ヲ通シテ各放送局ヨリ中継放送ス

右実施前試験ヲ行フコトシ東京無線電信局検見川送信所及岩槻受信所ト桑港付近適當ナル無線局間ニ於テ短波ニヨリ相互ニ送受信ヲ行ヒ又本邦放送局及桑港付近放送局トノ中波ニヨル放送ヲ相互ニ受信シ中継ニ適スルヤ否ヤヲ決定セントス

本邦關係無線局ノ要項ハ次表ノ通りナルカ米國側ノ要求

内容について

本省 9月18日後8時10分発

合第四五六号(極秘)

在英大使宛往電第一六一号ニ関シ

精査委員會ハ客月二十三日ヨリ本月十五日ニ至ル迄前後十回ニ亘リ総理、外務、海軍三大臣ノミノ出席ヲ求メ条約ノ審査ヲ行ヒタリ

右諸会合ニ於テ論議ヲ見タルハ「ロンドン」會議ノ經過、統帥權問題、条約兵力量ニ依ル国防欠陥ノ有無ニ関スル問題、不足兵力補充問題及國民負担軽減ノ能否ニ関スル問題等ニテ殊ニ審査資料トシテ枢密院側ヨリ(一)本条約ノ兵力量ニ関スル軍事參議官會議奉答文(二)兵力補充ノ具体的計画及其所要經費額ノ提出ヲ求メ政府ハ(一)ニ付テハ政府ノ手許ニ存セズ又枢密院ニ提示ノ手續ヲ執ルコトモ応諾スルコトヲ得ザル旨(二)ニ付テハ大綱ノ説明ヲ与ヘタルモ具体的計画ハ海軍部内ニ於テ考究中ニテ予算編成ニ至ラザレバ決定セザルヲ以テ提出スルコト能ハザル旨ヲ答ヘ且予算編成期タル十一月中旬迄審議ヲ延期スルコトハ同意シ難キ旨ヲ言明シタル結果新聞紙等ニハ政府枢密院ノ正面衝突ヲ伝フルニ至

リタルモ昨十七日枢密院側ノミノ委員会ニ於テ条約ノ御批准方ヲ奉答スルコトニ決定シタリ審査報告書等ノ準備ヲ要スル關係上本会議ハ十月一日頃開カルル見込ナリ右内密ノ御含迄

(松平大使宛ノ分へ、伊及白へ転電アリタシ)

570 昭和5年9月20日 幣原外務大臣より
在米国出淵大使宛

ロンドン海軍条約成立祝賀放送に関する通信

省より申越の次第通報について

機密第一二五号 (九月二十日発送済)

倫敦軍縮条約成立祝賀放送ニ関シテハ在英大使宛往電ヲ以テ御承知ノ通ナル処日英米間ノ放送ニ関スル技術的研究ヲ通信省ニ依頼シ置ケルニ対シ今般同省ヨリ別紙写ノ通り申越ノ次第アリタルニ付委細右ニテ御承知ノ上米国内側ニ御交渉相成リ予メ試験ヲ行フ都合モアルニ付結果至急御回電相成度シ

追テ本件通信省ヨリ申越ノ次第ハ当方ヨリ直接在英大使へ通知シ置ケリ

信スルコト

四本邦ニ於テハ米国内ヨリノ中波放送ハ「オー克蘭ド」K、G、O、「ハリウッド」K、N、X、及「ポートランド」K、E、X、ヨリノモノ比較的良好ニ聴取シ得ラルルニ付差当リ右三局ト本邦側トノ間ニ試験放送ノ交換ヲ(一)記載ノ時間ニ於テ「フルパワー」ヲ以テ行フコト(二)「オー克蘭ド」W、6、X、N、局及R、C、A、所属「ボリナス」局(西海岸ニハ右以外短波放送設備無キ趣)ト本邦側トノ間ニ短波試験放送ノ交換ヲ(四)同様ノ条件ニテ行フコト
但シW、6、X、N、局一、八五〇 Kilocycle ハ右時間ニ於テハ不適當ナルニ付周波数五、〇〇〇乃至七、〇〇〇 Kilocycle ニ変更ノ上放送スルコト
追テ右決定ノ上ハ詳細ノ打合及試験ノ結果ノ通知等ハ通信省ト米国内側放送局トノ間ニ直接行ハシムルコトト致シ度シ

572 昭和5年10月2日 浜口内閣総理大臣より
幣原外務大臣宛

ロンドン海軍条約の批准完了について

571 昭和5年10月1日 幣原外務大臣より
在米国出淵大使宛(電報)
ロンドン海軍条約成立祝賀放送実施に關シ米
国内側への打合せ方について

本省 10月1日後6時30分發

第一四一号

通信省ニ於テハ軍縮条約成立祝賀放送ヲ左記次第ニ依リ行ヒ度キ意向ナル処予メ試験放送ヲ試ムル必要アル趣ニ付米国内側ニ御交渉ノ上結果至急御回電アリ度シ

(一)放送時間ヲ Greenwich Mean Time 十二時乃至十五時トスルコト

(二)日本ヨリハ J.O.A.K.(東京放送局) J.O.C.K.(名古屋) J.O.H.K.(仙台) ヨリ中波ニテ又 J.O.N.E.A.A.(横見川送信所) ヨリ短波(七、八八〇 Kilocycle) ニテ米国内西海岸ノ適當ナル局ニ放送シ兩者ヲ National Broadcasting Co. 所有ノ network ニテ米国内東海岸ニ中継ノ上英国ニ放送スルコト

(三)英米ヨリ日本ヘノ放送ハ(一)ノ順序ヲ逆ニ行フ但シ短波ハ東京付近、岩槻ニテ中波ハ水戸付近、平磯及仙台ニテ受

内閣外甲第六〇号

昭和五年十月二日

内閣総理大臣 浜口 雄幸(印)

外務大臣男爵 幣原 喜重郎殿

指 令

昭和五年七月二十三日条一機密第三三三三号

千九百三十年「ロンドン」海軍条約御批准ノ件上奏ノ通裁可ヲ経タリ

(欄外注記)

尚御批准書ハ陛下御署名ノ上十月二日午後四時内閣ヲ経テ當省ニ御下渡アリ、尚又外務大臣ノ副署ハ十月三日朝為サレタリ

573 昭和5年10月2日 幣原外務大臣より
在ジュネーヴ松平大使、在米国出淵大使宛(電報)

ロンドン海軍条約の批准完了について

本省 10月2日後5時19分發

合第四七二号

十月二日「ロンドン」海軍条約ノ御批准アリタリ
(松平大使宛ノ分へ、英、伊及白へ転電アリタシ)

574

昭和5年10月3日
在米国出淵大使より
幣原外務大臣宛（電報）

条約の日本側批准完了通報、並びに祝賀放送
アイルランドの批准問題に関するキャッスル
國務次官補の談話について

ワシントン 10月3日後発
本 省 10月4日後着

第二八一号

二日朝倫敦条約御批准ヲ了セル旨ノ貴電接到セルニ付当日ノ定例会見ヲ利用シ國務長官ニ面会ノ際右内報シタル処長官ハ深く感謝ノ意ヲ表スルト共ニ日本ニ於テ批准セラルヘキコトハ自分ノ夙ニ期待セシ所ナルカ此ノ確報ニ接シ真ニ欣快ニ堪ヘス之ニ依リ日米兩國ノ国交益々親善ヲ加フヘキヲ信スト述ヘタリ

越エテ三日「キャスル」次官補ノ求メニ依リ往訪セル処同官ハ國務長官ノ命ニ依ル趣ヲ以テ貴電第一四一号ニ言及シ左ノ（趣旨ヲ）述ヘタリ

（一）放送ノ件ハ大統領ニ於テ極メテ重要視セラレ居リ倫敦条約ニ依リ日、英、米三国力軍縮ヲ実行セルコトヲ世界各國ニ声言シ以テ十一月初ニ開カルヘキ連盟軍縮委員会ニ

批准方取計ハレ度キ旨同国政府ニ懇談方電訓セリト付言セリ

前記「キャスル」次官補ノ談話ノ次第モアリ御批准書倫敦寄託ノ大体ノ日取電報ヲ請フ

英ニ転電ス

575

昭和5年10月7日
在米国出淵大使より
幣原外務大臣宛（電報）

我が方批准書の船積み手配方について

ワシントン 10月7日後発
本 省 10月8日後着

第二八四号

貴電第一四三号ノ次第ハ早速國務省ニ内報シ置キタル処（「ネビル」ヨリモ加奈陀經由發送セラレタル旨電報アリタル由）七日朝「キャッスル」次官補ヨリ大統領ハ日英米三国ノ solidarity ヲ世界ニ示シ其ノ public reaction ニ充分ナル裕リヲ置ク為準備委員会ノ開会前（本使ヨリ寿府ニ確カメタル処十一月六日開会ノ予定ナル旨回電ニ接セリ）一週間乃至十日位ノ時期ニ本件放送ヲ実行シ度キ熱心ナル希望ヲ有セラルルニ付篤ト攻究ノ結果我御批准書ヲ十月二

対シ「モーラル、サポート」ヲ与ヘ度キ精神ヨリ同委員会開催ノ一週間前位ヲ見計ヒ放送ヲ行ヒ度キ意向ヲ有セラルル処条約未批准国中印度ハ近ク批准スヘキ等ナルモ愛蘭ハ十一月十九日ノ議会議開会後ニ非サレハ其ノ運ニ至ラサル模様ナルニ付条約ノ効力発生ヲ待タハ連盟準備委員会開会前ニハ間ニ合ハサルヘク依テ大統領ニ於テハ条約発効ヲ待タス日本ノ批准寄託次第放送ヲ為スコト最適ナルヘント考ヘ居ラルル模様ナルカ日本側寄託ハ西伯利亚經由トスレハ何日位ヲ要スヘキヤ

（二）日米間ノ放送連絡方ニ付テハ最近貴大使館ヨリ御申出ノ事項ニ付國務省ヨリ早速「フエデラル、ラデオ」委員会ニ訓令シ至急取運フ様手続中ナルカ米国政府ニ於テハ放送ニ際シ技術上出来得ル限りノ協力ヲ為シ相成ルヘクハ浜口総理自ラ東京ヨリ放送セラルル様希望シ居リ且放送ハ全国ニ行渡ル様主ナル放送局ト連絡ヲ執ル積リナリ尚愛蘭ノ批准問題ニ関シ「キャスル」次官補ハ同國憲法上条約批准ハ議會ノ協賛ヲ要セサルモ慣例ニ依リ議會ニ付議セラルルモノナル趣ニ付三日朝同國駐在米国公使ニ対シ此ノ際議會開会ヲ俟タス各政派領袖ト懇談シ何トカシテ速ニ

十二日紐育出帆 Aquitania 号ニ積込ムコトヲ得ハ二十八日倫敦ニ到着スル予定ナルヲ以テ二十九日中ニハ寄託ノ手続ヲ了シ得ヘキニ付相当ノ手続ヲ經テ晚香坡ニ於テ御批准書封入郵便物ヲ米國側ニ引継クコトヲ得ハ直ニ飛行機ヲ以テ「ア」号ニ間ニ合フ様紐育ニ輸送方取計フヘキヲ以テ本件ニ付本使ノ協力ヲ得度旨申越セリ

然ルニ氷川丸ハ大体十五、六日頃「ビクトリア」及「シアトル」着ノ予定ナルニ付御批准書封入郵便物ヲ晚香坡ニ於テ米國郵便ニ引継クコトヲ得ハ別ニ飛行機ヲ用ヒスシテ「ア」号ニ間ニ合ハセ得ヘント思考ス就テハ本件ニ関シ何分ノ儀至急御回電ヲ請フ

尚右引継ヲ行フコトナルニ於テハ書留番号等本件郵便物確認ノ手懸リトナルヘキ材料御指示アリタシ
英ニ転電ス

576

昭和5年10月9日
在米国出淵大使より
幣原外務大臣宛（電報）

批准書寄託時期の繰上げについて

ワシントン 10月9日後発
本 省 10月10日後着

第二八七号 (至急)

貴電第一四八号ハ往電第二八四号ト行違トナリタルモノト
思ハルル処本件ニ付テハ大統領ニ於テ極メテ熱心ニシテ国
務省モ右実現ノ為苦心シ居リ現ニ八日西欧部長「メリナ
ー」ニ面会ノ際同部長ハ若シ日本ノ御批准書ヲ晚香坡又ハ
「シヤトル」ニ於テ米国側ニ引取ル事続上可能ナル場合
ニハ特ニ飛行機ヲ差向ケ之ヲ受取り十八日紐育出帆ノ「レ
ビアサン」号ニ積込ムニ於テハ一層放送ノ時期ヲ早メ得好
都合ト思ハルト述ヘタリ就テハ往電第二八四号ノ件至急御
回電アリタク又御委任状ノ倫敦到着ヲ俟タス便宜電報ニ依
リ寄托手續ヲ執ル事ハ幾多ノ前例モアル事ニテ米国側ニ於
テハ素ヨリ異存アルヘシトモ思ハレサルニ付米国側希望ノ
通批准寄托ノ時期ヲ繰上クル事ニ付御同意アル場合ニハ右
便法ニ関シ英国側ト御交渉ノ上其ノ結果当方ヘモ御回示ヲ
請フ

英へ転電セリ

577 昭和5年10月9日

在米国出淵大使より
幣原外務大臣宛 (電報)

経費節減計画に関する米国海軍省発表について

て

第二八八号

既報当国海軍省経費節減計画ニ関シ新任軍令部長「ブラッ
ト」大將 (往電第二六九号) ハ倫敦条約ニ基キ大要左ノ通
艦隊編成替ト共ニ艦隊ノ除籍兵員数ノ減少ニ依リ本年度三
百四十四万弗来年度七百七十五万弗計千百万弗ヲ節約スル
コトニ決定シタルニ付之ヲ直ニ実行スルコトセル旨八日
海軍省ヨリ発表セラレ

(一) 偵察艦隊ヲ廃止シ「ワイオミング」及「アーカンソー」

二隻ヲ以テ練習艦隊ヲ組織シ他ノ主力艦ハ太平洋ニ配備
ス

(二) 駆逐艦ハ現在就役中ノ百三隻及布設艦六隻計十一万二千
噸中編成替ノ上駆逐艦十六隻布設艦二隻ヲ除籍シ総噸数

ヲ九万三千噸ニ減ス

(三) 潜水艦ハ同艦隊編成替ノ上二十五隻一万四千噸ヲ減シ五
十五隻五万一千噸トス

(四) 兵員ハ今後ノ募集数半減ニ依リ四千八百名ヲ減ス

英ニ転電ス

578 昭和5年10月14日

在英国松平大使より
幣原外務大臣宛 (電報)

英連邦各国の条約批准及び条約成立祝賀放送
実施の時期について

ロンドン 10月14日後発
本省 10月15日前着

第二七一号

十月十四日「ドーズ」来訪批准寄託ノ件ニ関シ國務省トノ
往復通信及「マクドナルド」トノ交渉ノ模様ヲ語リタルカ
右ニ依レハ「マ」ヨリ「アイルランド」外務大臣 (目下帝
国会議ニ出席中) ニ相談ノ上議會開会ヲ待タスシテ先ツ条
約ノ批准ヲナシ後日議會ニ於テ右政府ノ処置ヲ承認セシム
ル様同外相ヨリ政府ニ送り反対党首領ノ了解ヲ得ル様目
下交渉中ナルカ多分右様纏ルヘク又「ニュージーランド」
ハ今回帝國會議ノ経過ヲ見タル上批准ヲ行フヘキ意向ナリ
シモ英首相ヨリ協議ノ結果多分速ニ批准ヲ行フコトナル
ヘク万一右両政府ニ於テ其ノ運ヒニ至ラサル場合ニハ英國
政府ハ右二国ヲ後廻シトシテ日本及其ノ他ノ「ドミニコ

ワシントン 10月9日後発
本省 10月10日前着

579 昭和5年10月27日

浜口首相のロンドン海軍条約祝賀放送演説

ン」ト共ニ寄託ヲ行フヘキ意向ナル趣ナリ而シテ米國政府
ニ於テハ可成速ニ之カ決行ヲ希望シ本月二十五日又ハ二十
七日トシ度キ希望ヲ有シ居ル由ナルカ我御批准書ハ二十四
日到着ノ筈ナレトモ万一遅延ノ場合ヲ考慮シ二十七日見当
ニテ話ヲ進ムル積リナリ尚演説ノ時間ニ関シテハ九月二十
日付報二機密第一〇八号貴信記載ノ通申出タルモ「ド」ハ
米國側ニ於テハ朝ノ時間ハ承諾出来マシク又英國側ニ於テ
モ右時間ハ不便ナルヘキ旨申居リ英國午後十一時又ハ十二
時華盛頓午後六時又ハ七時日本午前八時又ハ九時ニテハ如
何ト申シ居リタリ尤モ右ハ当座ノ思付キニシテ米國政府又
ハ英國側ニ於テ右ニ応スルヤ否ヤハ不明ナルモ我方ニ於テ
ハ右時間ニテ承諾シ得ルヤ或ハ又一一般ノ人々ノ出勤時間前
即チ七時頃トスル方都合良カルヘキヤ一兩日中「マ」「ド」
及本使ト会谈スルコトトナルヤモ知レサルニ付至急御都合
御回示相成度シ

米へ転電セリ

浜口首相ノ倫敦海軍条約祝賀放送演説(十月二十七日夜)

茲ニ倫敦海軍条約ノ御批准書寄託ニ方ツテ聊カ所感ヲ申シ述ヘ度イト思フノテアリマス。

大正十年カラ同十一年ニ亘ツテ開催セラレタル華盛頓會議ノ結果ハ戦争ノ為ニ疲弊シテ居ル所ノ世界各国ニ對シテ充分ノ休養ヲ与フルニ足ラナカッタノミナラス會議ノ當時ニ於テハ予想セラレナカッタ所ノ大巡洋艦ノ建造競争カ其ノ後間モナク開始セララルニ至ツタノテアリマス。備砲ニ於テモ、速力ニ於テモ、装甲ニ於テモ非常ナル威力ヲ有スル大巡洋艦ハ各国ノ海軍力ヲ比較スル上ニ於テ極メテ重要ナル要素トナリマシタルカ故ニ此ノ種艦船ノ建造競争ハ漸ク世人ノ注意ヲ惹キマシテ之ニ伴フ所ノ危険ト困難トハ時ヲ經ルト共ニ益々明瞭ニ意識セララルニ至ツタノテアリマス。此ノ難問題ヲ解決センカ為メ各国ハ努力ヲ怠ラナカッタノテアリマスルカ其ノ努力ハ何ノ効果モナク主要海軍國ハ策ノ施ス所ヲ知ラスシテ結局華盛頓條約ニ依テ一時抑制セラレタル無益ナル建艦競争ト之ニ伴フ所ノ過重ナル國民負担トヲ再ヒ繰リ返スノ外ナキ状態ニ陥ラントシツツアツ

ヨリ祝意ヲ表スル次第デアリマス。固ヨリ日本國民トシテハ自國ノ安全ト國際ノ平和トヲ冀フノ外ニ何等他意アルモノテハアリマセス。

我々ハ更ニ進ンテ今回ノ條約ニ示サレタル軍備縮少ノ精神ヲ一層拡充徹底セシムヘキ最好ノ機運ニ際会セルモノト考ヘルノデアリマス。「ブリアン」「ケロッグ」両氏ノ提唱ニ係ル不戰條約ハ戦争ヲ絶對ニ否認シタルモノデアリマスルカ故ニ苟モ此ノ嚴肅ナル約束ニ違反スルモノカアリマスルナラハ其國ハ勿論全世界ヲ敵トスルコトニナルノデアリマス。即チ其場合世界ノ各國ハ侵略セラレタル國ヲ積極的ニ援助スルカ又ハ援助ヲ与ヘナイトシテモ少クトモ不戰條約ニ違反シタル國カ戦争遂行ノ為メ他國ノ貿易ヲ妨ケ若ハ交戦國トシテノ權利ヲ行使スルコトヲ傍觀スルモノトハ思ハレナイノデアリマス。斯クノ如キ戦時ニ於ケル各國共助ノ問題ヲ離レマシテモ今日ノ國際關係ニ於テハ善隣ノ精神ト云フモノカ昔日ノ嫉妬猜疑ノ念ニ代ハリツツアルコトヲ十分ニ認ムルコトカ出来ルノデアリマス。近ク開催ノ予定トナツテ居リマスル國際連盟軍縮準備委員會モ亦倫敦會議ヲ成功ニ導キタル此ノ精神ノ下ニ行ハレナケレハナラスト思

タノデアリマス。然ルニ幸ニシテ此ノ危険ハ今回ノ倫敦會議ニ於テ全ク一掃セラレタノデアリマス。顧ミレハ昭和二年ノ寿府會議ハ仮令成功ハシナカッタトハ言ヘ必シモ無益テハナカッタノデアリマシテ此會議ニ於ケル各國ノ努力カ素地トナリマシテ今回ノ會議ニ於テ日英米三国ノ間ニ一切ノ補助艦ノ建造競争ヲ廃スルノ協定カ成立シタノデアリマス。尚倫敦會議ノ重要ナル收穫トシテハ独リ補助艦ニ関スル三国間ノ協定ニ止マリマセヌ。即チ軍備縮少ノ高遠ナル目的ノ達成ヲ念トスル日英米仏伊ノ五ヶ國ノ間ニハ華盛頓條約ニ於テ定メラレタル海軍軍備ノ縮少ヲ更ニ徹底セシメ且ツ人道的精神ニ基イテ潜水艦ノ活動ヲ制限スヘキ規定ヲ含ム條約カ作成セラレタノデアリマス。

私ハ日本帝國ノ首相トシテ此ノ満足ナル結果ニ對シ聊カタリトモ貢獻スルコトヲ得マシタコトヲ大ナル光榮ト感スルモノデアリマス而シテ此ノ新條約カ世界ノ人心ニ及ボス所ノ精神的効果ハ蓋シ偉大ナルモノカアルト考ヘルノデアリマス。本條約ハ各國民間相互ノ信頼ト友誼トヲ明確ニ表示スルモノデアリマシテ私ハ今回ノ如キ歴史的大事業カ完成サレマシタコトニ對シ關係各國ノ政府並ニ國民ト共ニ衷心

ヒマス。私ハ将来ニ對スル此等ノ期待カ必スヤ裏切ラレナイト云フコトヲ確信シテ疑ハサルモノデアリマス。

倫敦海軍條約ハ人類ノ文明ニ一新紀元ヲ画シタルモノデアリマス。現在ノ世界ハ(列強互ニ相敵視シテ動モスレハ力ニ訴ヘテ迄モ自國ノ利益ヲ開拓セントシタル所謂「冒險時代」ヲ既ニ經過致マシテ今ヤ各國互ニ相信賴シテ共存共榮ヲ図ル所ノ「安定時代」ニ到達シテ居ルノデアリマス。今回ノ倫敦海軍條約ハ実ニ此時代ノ大勢ニ順応シタ國際的平和親善ノ確立ニ向テ大ナル一步ヲ進メタルモノデアリマスルカ我々ハ今後益々此崇高ナル事業ノ進展ヲ切望シテ已マサルモノデアリマス。

Text of Prime Minister Hamaguchi's address to be broadcast on the occasion of the deposit of the instruments of ratification to the London Naval Treaty on October 27, 1930.

The memorable Conference which was held in 1921 and 1922 at Washington failed to give a complete measure of relief to a war-weary world. A totally unex-

pected competition set in among naval architects in the production of numerous and very formidable cruisers.

These vessels were so heavily armed, so swift and so well-protected as to constitute a factor of extreme importance in any comparison of fleets. It was some time before the existence of the problem, and its dangers and difficulties, became apparent. Various efforts were made towards its solution, but they seemed to lead to no result, and the leading naval Powers were rapidly drifting towards an impasse, with the prospect before them of a renewal of the wasteful competition and crushing expenditure which had been temporarily arrested at Washington.

This dangerous possibility was averted at London. The assiduous labours exerted in 1927 at Geneva were not without fruit, but paved the way for a welcome measure of disarmament. An understanding was reached between Japan, the British Commonwealth of Nations and the United States to put an end to competitive

with the rest of the world.

One cannot but feel that the moment is favourable for a wide extension of the policy of disarmament embodied in this Treaty. Now that the Pact of Paris initiated by Mr. Briand and Mr. Kellogg has definitely outlawed war, it is clear that any breach of that solemn engagement must rally the whole world against the aggressor. Whether other powers came forward to offer active help, or not, it is hardly conceivable that they would allow the pledgebreaker to interfere with their trade and to enjoy the other privileges of a lawful belligerent. But, apart from calculations of mutual aid in time of war, may we not believe that a more generous and neighbourly spirit is fast replacing the jealousies and suspicions of the past? Shall we not confidently hope that the deliberations of the Preparatory Committee on Disarmament of the League of Nations, which is to meet this coming month, will be conducted in the same genial atmosphere that alone made the

building in all categories of auxiliary combatant vessels. Nor is that tripartite agreement relating to auxiliary

craft the only outstanding feature of the work of the London Conference. A treaty embodying further provisions, designed to reinforce the limitation of naval armaments laid down in the Washington Treaty, and to regulate the activity of submarines in conformity with the dictates of humanity, was elaborated and signed by the five principal Naval Powers committed to one and the same noble end.

I feel it a great privilege to have contributed, so far as in me lay, to this happy result. The new Treaty is bound to exercise an immense moral influence on the growing consciousness of mankind. It is a striking demonstration of mutual confidence and goodwill among the nations, and I congratulate the people of all the participating countries on such a signal achievement. I know that nothing is nearer the heart of every thinking Japanese than to enjoy security and to live in peace

success of the London Conference possible? I trust that these expectations for the future will not be betrayed.

The Treaty of London has opened a new chapter in the history of human civilization. We have once for all escaped from what I may call the "pioneer" stage, in which every nation's hand is actually or potentially against every other. We have entered on the sane and friendly "settlement" stage, in which everyone is united to suppress intrusions by anyone on another's sphere. A momentous step forward on the road of international peace and friendship has now been taken. Let it prove a prelude to still greater triumphs for that lofty cause.

580 昭和5年10月28日 在英國松平大使より
幣原外務大臣宛(電報)

ロンドン海軍条約成立祝賀などに関するタイ
ムズ社説について

ロンドン 10月28日後発
本 省 10月29日前着

第1100号

二十八日「タイムス」ハ其ノ社説ニ於テ近世史上始メテ主要三海軍国間ニ各艦種並技術的裝備ニ関スル制限ノ成立シタルヲ喜ヒ相互協定ニ依ル軍備ノ制限及縮少ハ常識ノ勝利ニシテ他ノ諸国間又ハ他ノ軍備ニ関スル制限未タ成立セサルハ競争及猜疑カ其ノ国家的政策ヲ動カシツアル現代ニ於テ如何ニ此ノ種事業ノ成功ノ困難ナルカヲ知ルニ足ル昨日ノ批准モ長期ニ亘ル會議ニ於テ最モ紛糾セル交渉ヲ重ネ幾度カ危機ニ瀕シ乍ラ遂ニ成功ヲ見タル次第ナリト言ヒ更ニ三国間ニハ絶対信頼ノ念存スルヲ強調シタル後転シテ伊問題ニ言及シ昨日ノ放送演説中三国代表者ハ仏伊カ海軍条約ノ完全ナル参加者トナランコトヲ慫慂シタルモ右ハ何レモ「ムツソリニ」カ為シタル如キ戰鬪的演説ヲ讀ミタル前ニ為サレタルモノナルヘク然ラスンハ右代表者ノ演説中ニ見ユル慎重ナル樂觀論ハ更ニ一層變更ヲ見タルヤモ知レスト論シ海軍力カ其ノ死活ニ関スル三国ニ於テサヘ自発的ニ之ヲ制限シタルニ海軍ヲ比較的主要トセサル他国カ其ノ例ニ倣ハサルトヲ知ルニ至ラハ深ク之ヲ遺憾トスルニ至ラント述ヘ居レリ

米ヘ転電シ仏伊ニ郵送ス

(予メ当館ヨリ配布シ置キタリ) 米国大統領及英国首相ノ演説各全文ヲ掲載スルト共ニ三国放送ノ模様ヲ詳細報道シ就中東京ヨリノ放送カ大成功ナリシコトヲ述ヘ紐育「タイムス」記事ハ右結果技術者側ニ於テモ予想以上トナシ居ル旨ヲ伝ヘタリ条約寄託及放送ニ関連シ紐育「ワールド」ハ条約カ経費節減ヲ将来ノ努力ニ俟ツコトセルモ其ノ主要目的タル海軍競争ノ終熄ヲ実現シ得タルコトハ条約ノ最モ大ナル効果ナリト論セル外比較的多数ノ新聞ハ大統領及英首相ノ演説ニ言及シ仏伊ノ關係何等纏ラサルコトヲ特ニ指摘シ華府「スター」ノ如キ右両国カ海軍制限ニ関スル日英米ノ努力ヲ支持スルノ意ヲ示スニ非サレハ大統領ノ理想ハ空ニ帰スヘシト述ヘ之ト共ニ二十八日恰モ「ネービー、デール」ナル關係上平和維持ヲ目的トスル米国海軍ヲシテ国防ヲ全フスルカ為ニハ倫敦条約ノ認ムル限度迄建造スルコトヲ要ストノ趣旨ヲ述ヘ居ルモノ多シ

英ニ転電シ英ヨリ仏、伊ニ転電セシム

583

昭和5年10月31日

外務省より
在本邦米国大使館宛

ロンドン海軍条約に対する米国の批准済の通

581

昭和5年10月28日

幣原外務大臣より
在英米松平大使宛(電報)

ロンドン海軍条約成立祝賀放送の成功について

第二〇七号

本省 10月28日後2時50分發

貴官米大統領及「マ」首相ノ放送ハ当地ニ於テモ殆ンド明瞭ニ聴取サレ多大ノ期待ヲ以テ昨夜ノ放送ヲ待ち居タル多数ノ聴取者ニ深キ印象ヲ与ヘ本日ノ新聞モ紙面ノ大部分ヲ割キテ本件放送ノ成功ヲ報ジ居レリ

米ニ転電アリ度シ

582

昭和5年10月(29)日

在米出淵大使より
幣原外務大臣宛(電報)

ロンドン海軍条約成立祝賀放送などに関する
新聞報道について

ワシントン

本省 10月29日後着

第三一六号

二十七日夕刊及二十八日朝刊拳ツテ浜口総理ノ演説英訳

報了承について

条一第一二八号

(十月三十一日發送済)

帝国外務大臣ハ千九百三十年「ロンドン」海軍条約ニ対スル合衆国ノ批准ニ関スル本年七月二十三日付米国代理大使覺書ヲ受領シ右通報ヲ了承シ之ニ対シ謝意ヲ表彰スルノ光榮ヲ有ス

昭和五年十月三十一日

(別紙英文覺書案ニ依リ別ニ英文覺書作成ノ上添付ノコト)

(欄外注記)

今般米国大使館側ヨリ本件ニ付何分ノ返事ヲ貰受ケ度旨申越セルニ付先方ノ希望ニ応シ本覺書ヲ送ルコトト致度シ

584

昭和5年12月5日

小林海軍次官より
吉田外務次官宛

第五十九回帝國議會に提出すべき法律案につ

いて

付記 大正十三年法律第二号立案の經過に関する件

官房第三九三九号ノ二

昭和五年十二月五日

海軍次官 小林 躋造(印)

外務次官 吉田 茂殿

第五十九回帝國議會ニ提出スベキ法律案等

ニ関スル件照会

第五十九回帝國議會ニ提出スベキ大正十三年法律第二号中改正法律案ヲ別紙第一ノ如ク起草シ法制局長官宛送付致置候ニ付御承知相成度尚之ニ対スル意見有之候ハバ直接法制局宛御申入ノ上当方ヘモ御通知方有之様御取計相成度又右改正法律ニ伴ヒ又ハ之ト同時ニ公布ヲ要スベキ勅令及海軍省令内案ヲ別紙第二トシテ為御参考添付致置候

(別紙添付)

(別紙一)

朕帝國議會ノ協賛ヲ經タル大正十三年法律第二号中改正法律ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名 御璽

昭和 年 月 日

内閣總理大臣

外務大臣

拓務大臣

逋信大臣

海軍大臣

法律第 号

大正十三年法律第二号中左ノ通改正ス

本法ニ左ノ題名ヲ附ス

海軍軍備制限条約実施法

第一条第二項中「大正十二年条約第二号海軍軍備制限ニ関スル条約」ノ下ニ「及昭和六年条約第一号千九百三十年「ロンドン」海軍条約」ヲ加フ

附則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

(別紙二)

勅令案

朕昭和 年法律第 号大正十三年法律第二号中改正法律ノ施行期日ニ関スル件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

ム

御名 御璽

昭和 年 月 日

内閣總理大臣

外務大臣
拓務大臣
逋信大臣
海軍大臣

勅令第 号

昭和 年法律第 号ハ昭和 年 月 日ヨリ之ヲ施行ス

理由書

昭和 年法律第 号ニ依ル施行期日ヲ公布スルノ必要アルニ依リ本令公布ノ要アルニ依ル

(付記)

昭和五年十二月九日起草

条約一課

大正十三年法律第二号立案ノ經過ニ関スル件

「海軍軍備制限ニ関スル「ワシントン」条約」批准(大正十一年八月五日批准)ニ先チ大正十一年七月頃外務省欧米局ニ於テ右条約実施ニ関スル法令ノ内容タルベキ事項ヲ研究シテ海軍省法制局等ト協議ヲ試ムルコトト致度旨高裁ヲ仰ギタリ然ルニ山川条約局長ハ右ハ条約実施ニ関スル純然タル国内法ノ問題ナルヲ以テ主管省ヲシテ之ガ実行ニ当ラ

シムルコト可然トノ意見ナリシニ付結局単ニ本件条約実施ニ関スル法規制定ヲ要スルコトト認メラルルニ付海軍省側ニ於テ然ルベク措置スル様致度旨同年七月八日付逋原外務次官発井出海軍次官宛公信ヲ以テ照会スルニ止メタルモノ如シ

次デ同年七月十五日海軍省ヨリ本件実施ニ関スル法律案ノ内容ニ関スル試案ヲ持参シタル処結局右試案ヲ基礎トシ法制局ニ於テ同局及関係各省係官トノ間ニ協議ヲ經タル上大正十一年十二月中旬「大正十三年法律第二号海軍軍備制限ニ関スル条約ノ実施ニ関スル法律」ノ草案及理由書ノ起草ヲ終リタルモノノ如シ而シテ其ノ後大正十三年六月十八日付財部海軍大臣発幣原外務大臣宛公信ヲ以テ本件法律案ニ関シ「別紙ノ通法律案並理由書ヲ具シ請議致置候条御了知相成度右通報ス」トノ趣ヲ以テ前記草案通ノ法律案並理由書ヲ送付越アリ次デ右法律案ハ其ノ儘議會ヲ通過シ「大正十三年法律第二号」トシテ同年七月十八日公布セラレ同年勅令第百九十号ヲ以テ同年九月一日ヨリ施行セラレタリ右ノ次第二ニテ本件法律案ニ関シ外務省ヨリ公信ヲ以テ法制局若ハ海軍省ニ対シ何等意見ヲ申送リタル記録ナシ

585 昭和5年12月(10)日 在米出淵大使より
幣原外務大臣宛(電報)

ロンドン海軍条約に基づく軍艦建造法案の内容について

ワシントン
本省 12月10日前着

第三六七号

倫敦条約ニ基ク海軍建造法案(一億三千四百万弗)八日下院ニ提出セラレタルカ同法案ノ内容左ノ如シ

(一)巡洋艦七千五百噸六吋一隻千六百六十万弗及飛行甲板裝備一万噸六吋一隻二千七十万弗

(二)駆逐艦十二隻内一隻ハ嚮駆四千七百万弗

(三)潜水艦千百噸型四隻千七百六十万弗

(四)航空母艦一万三千八百噸一隻二千七百六十万弗

(五)飛行機五百万弗

右ノ外太平洋岸航空船根拠地建設費五百万弗

尚上院ハ同日「ニューメキシコ」「ミシシッピ」及「アイダホ」ノ三主力艦改裝費三千万弗支出法案ヲ通過シ之ヲ下院ニ廻付セリ

欧米局長(松島) 第二課長(山形)

(昭和六年一月二十四日)

「ロンドン」海軍条約ノ公布ニ伴ヒ同条約ノ規定ニ依ル義務ヲ履行スル為法律ヲ制定スル必要アル処同法案ハ之カ施行期日ヲ追テ勅令ヲ以テ定ムルコトトナシ居ル關係上其ノ期日ヲ何時トナスヘキヤ即チ仏伊兩國ノ同条約批准寄託後トスヘキヤ又ハ仏伊兩國ノ批准寄託ヲ待ツコトナク速ニ施行スヘキヤニ関シ今般海軍省ヨリ当省ノ意見ヲ問合セ来リタリ

5 条約批准関係

同条約第五条ハ「ワシントン」条約ノ規定ヲ変改スルコトトナリ居ル結果右實施法ノ施行モ一日モ早キ方望マシキノミナス之ヲ米英兩國ニ付テ見ルニ米國ニ於テハ在米大使來電第七号ノ通特別ノ法令ヲ必要トセスシテ既ニ實施セラレ居リ英國ニ於テモ在英大使來電第一〇号ノ通成ルヘク早ク實施法ノ施行ヲ期セントシ目下其ノ手續中ナル趣ナルヲ以テ当省トシテハ我國ニ於テモ本件法律ノ施行ハ之ヲ出来得ル限り早クスルコト望マシト思考ス就テハ右ノ趣旨ニテ海軍省ニ回答スルコトト致シ度

右仰高裁

英ニ転電シ、英ヨリ仏、伊ニ郵報セシム

586 昭和6年1月14日 幣原外務大臣より
在米出淵大使宛(電報)

海軍条約實施の爲の特別の法規の有無に關し照会について

本省 1月14日後3時20分發

第四号

米國政府ニ於テハ海軍条約實施ノ為特別ノ實施法ヲ制定セリヤ若シ然リトセバ其ノ施行期日ハ何時トナリ居ルヤ我方實施法制定ノ都合モアルニ付至急當局ニ御問合セノ上回電アリタシ

587 昭和6年1月24日

ロンドン海軍条約の施行期日について

別電一 一月十五日着在米出淵大使より幣原外務大臣宛第七号

米國における海軍条約實施の爲の特別の法令について
二 一月二十一日着在英國松平大使より幣原外務大臣宛第一〇号
英國における海軍条約施行期日について

(欄外注記)

本件ノ趣旨賛成ナリ從テ其ノ当然ノ結果トシテ本件議會提出ノ法律案ノ末項ニ「本法ノ施行期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム」トアルハ意味ヲ為サズ
宜シク「本法ハ公布ノ日、之ヲ施行ス」ト改メテ議會ニ提出スベシ
(松田)

(別電二)

第七号

ワシントン

本省 1月15日前着

貴電第四号ニ関シ

國務省係官ニ問合セタル処海軍条約ハ大統領ノ一月一日付「プロクラメイション」ニ依リ實施セラルコトトナリ右以外別ニ法令ヲ必要トセサル趣ナリ尚前記「プロクラメイション」ハ一月五日付公第三号ヲ以テ送付済ミ

(別電二)

第一〇号

ロンドン

本省 1月21日前着

貴電第五号ニ関シ

外務省係官ニ問合せタル処右施行期日ヲ定ムル勅令ハナル
ヘク早く之ヲ公布シタキ積リニシテ目下手続中ニテ遠カラ
ス公布ノ運ニ至ルヘシトノコトナリ判リ次第追報ス

588 昭和6年2月13日 幣原外務大臣より
在米国出淵大使宛(電報)

ロンドン海軍条約違反に対する罰則の有無に
関し照会について

本省 2月13日後8時22分発

第二二号

「ロンドン」海軍条約効力発生ニ関スル大統領布告ニハ米
国人ニ依ル同条約違反ニ対スル罰則無キ他ニ法律ヲ以テ
罰則ヲ規定シ居ルモノナリヤ若シ然リトセバ其ノ大要承知
シ度シ又罰則ナシトセバ条約違反ヲ阻止スル為政府ハ如何
ナル措置ヲトルモノナリヤ議會ニ於ケル答弁ノ都合アルニ
付来週月曜日中ニ当方ニ届ク様回電アリ度シ

589 昭和6年2月13日 幣原外務大臣より
在仏国芳沢大使、在イタリア国岡本
臨時代理大使宛(電報)

任国におけるワシントン海軍条約実施法に關

等ニ依ル趣ナリ

591 昭和6年2月(15)日 在イタリア岡本臨時代理大使より
幣原外務大臣宛(電報)

イタリアにおけるロンドン海軍条約關係の実
施法について

ローマ 本省 2月15日後着

第一一号 貴電合第一一八号ニ関シ

当国ノ実施法ハ条約ヲ其ノ儘採用セルモノニ付何等罰則規
定ヲ有セス政府ハ造船業者ヲシテ外国ヨリ造船注文ヲ受ケ
タル場合總テ之ヲ報告セシムルモノニ付事実上違反行為不
可能ナリ

592 昭和6年2月24日 在英國松平大使より
幣原外務大臣宛

英仏伊三国の一九三〇年度海軍建造計画隻数
について

普通第一〇五号

昭和六年二月二十四日

(三月二十三日接受)

し照会について

本省 2月13日後8時23分発

合第一一八号

貴任国ニ於ケル「ワシントン」海軍条約実施法ニハ違反者
ニ対スル罰則アリヤ若シアラバ其ノ大要若シナシトセバ違
反取締ノ方法議會ニ於ケル答弁ノ都合アルニ付来週月曜日
中ニ当方ニ届ク様回電アリ度シ

590 昭和6年2月(15)日 在米国出淵大使より
幣原外務大臣宛(電報)

ロンドン海軍条約違反に対する罰則規定の法
律なき旨國務省より回答について

ワシントン

本省 2月15日前着

第二九号

貴電第二二号ニ関シ

國務省ノ回答ニ依レハ倫敦条約違反ニ対スル罰則ヲ特ニ規
定セル法律ナシ又合衆国政府ハ合衆国憲法及法律ニ基キ米
国加入ノ条約違反ヲ阻止スヘキ地位ニアルモノニシテ其ノ
方法トシテハ合衆国法廷ニ於ケル injunction proceedings

在英

特命全權大使 松平 恒雄(印)

外務大臣男爵 幣原 喜重郎殿

英仏伊海軍建造計画数字ニ関シ報告ノ件

二月四日英國下院ニ於ケル英仏伊兩國ノ今年度海軍計画並一
九三二年度末尾ノ現役艦隻数ニ関スル質問応答ニ関シテハ
二月十日付普通第七六号拙信ヲ以テ申進置タル処更ニ二月
十八日「アレキサンダー」海相ノ一議員ニ与ヘタル書面回
答ニ依レハ英仏伊三国ノ一九三〇年度海軍建造計画隻数ハ
左表ノ通ナリ

巡洋艦	英	三	一	三	伊
嚮導艦	一	六	一		
潜水艦	三	一	二		
駆逐艦	八	一	四		
水上機雷敷設艦	一	一	一		
スループ	四	一	一		
通報艦	一	二	一		
掃海敷設網艦	一	一	一		

敷設網艦 一 | |
右御参考迄報告申進ス
本信写送付先 仏 伊

593 昭和6年3月(18)日 在英国松平大使より
幣原外務大臣宛(電報)

ロンドン海軍条約の実施法施行期日に関する
勅令公布について

ロンドン
本省 3月18日後着

第九二号

往電第一〇号ニ関シ

本年三月五日ヲ以テ倫敦海軍条約ノ実施法施行期日ト為ス
旨ノ同日付勅令三月ノ官報ニ依リ公布セラレタリ

594 昭和6年3月28日 在英国松平大使より
幣原外務大臣宛

一九三六年における列強海軍勢力に関する議
会の討議について

普通第一五九号

昭和六年三月二十八日

セルモノ九千噸ヲ含ム

二、仏国潜水艦ノ噸数ハ英国ノ駆逐艦噸数一五〇、〇〇〇
噸ヲ其儘トシテハ英国ノ受諾シ得ル所ニアラザルモタダ
一九三二年會議ニヨル解決迄一時的ニ承認セル所ナリト
ノ留保ヲ付ス云々

右報告申進ス

595 昭和6年5月22日 小林海軍次官より
永井外務次官宛

海軍軍備制限条約実施法関係の改正法律につ
いて

官房第一一九一号ノ二

昭和六年五月二十二日

海軍次官 小林 躋造(印)

外務次官 永井 松三殿

大正十三年法律第二号中改正法律ニ関スル

件通知

本件ニ関シ客年十二月五日付官房第三九三九号ノ二ヲ以テ
照会致置候処本改正法律ハ本年三月二十六日法律第一号
(三月二十七日官報参照)ヲ以テ公布セラレ候ニ付テハ該

在英

特命全權大使 松平 恒雄(印)

外務大臣男爵 幣原 喜重郎殿

一九三六年ニ於ケル海軍強国勢力ニ関ス
ル議會問答ニ関シ報告ノ件

三月十一日海軍大臣ハ議會ニ於ケル海軍予算討議ノ際議員
ノ質問ニ答ヘ五大海軍強国ガ条約並ニ今回ノ仏伊協定ニ認
メラレタル割当噸数ヲ全部充実スベキ予想ノ下ニ一九三六
年ニ於ケル艦齡二十年以下ノ各艦種各国保有量ヲ算出セバ
次ノ如シトテ左記ノ表ヲ配付セリ

	英国	米国	日本	仏国	伊国
主力艦	一、六〇〇	二、〇〇〇	一、五〇〇	四、六〇〇	四、六〇〇
航空母艦	一、五〇〇	一、五〇〇	八、〇〇〇	五、六〇〇	三、〇〇〇
A級巡洋艦	一、六〇〇	一、八〇〇〇	一〇、〇〇〇	七〇、〇〇〇	七〇、〇〇〇
B級巡洋艦	一、五〇〇	一、五〇〇	一〇〇、〇〇〇	九六、二三〇	一五、三〇〇
驅逐艦	一、五〇〇〇	一、五〇〇〇	一〇、五〇〇		
潛水艦	五、二〇〇	五、七〇〇	五、七〇〇	八、九六九	五、七〇〇

一、右表中米国主力艦噸数中ニハ新「メキシコ」級ヲ改装

改正法律ニ伴ヒ公布ヲ要スベキ勅令及海軍省令ノ内案中海
軍省令案ヲ別紙ノ通修正セラレ候条御了承相成度尚勅令及
海軍省令案ノ公布期日ハ本年五月二十三日ノ予定ニ有之申
添候

(別紙)

海軍省令第 号

大正十三年法律第二号施行規程中左ノ通改正ス

昭和 年 月 日

海軍大臣

「大正十三年法律第二号施行規程」ヲ「海軍軍備制限条約
実施法施行規程」ニ改ム

第一条中「大正十三年法律第二号」ヲ「海軍軍備制限条約
実施法」ニ改ム

第二条 前条ノ出願ノ目的タル行為ハ左ノ各号ニ掲クル条
約ノ各条項ノ制限ヲ超過スヘカラス

一 大正十二年条約第二号海軍軍備制限ニ関スル条約第
五条、第六条、第九条第一項、第十条、第十一条、第
十二条、第十四条、第十五条

二 昭和六年条約第一号千九百三十年「ロンドン」海軍

条約第三條、第五條
第一号様式ヲ左ノ如ク改ム
(第一号様式)

昭和 年 月 日

住所

職業 氏

名 印

海軍大臣殿

軍艦建造(改装)(船舶建(改)造)許可出願ノ件

一 建造(改装) スル軍艦ノ種類(名称)(建(改)造スル

船舶ノ種類(名称))

二 契約ノ相手方(契約ニ依ラサルモノハ其ノ建造(改装)、改造後使用ノ目的)

三 軍艦(船舶)ノ細目

トン及メートル式トンニ依ル基準排水量

水線全長

水線ニ於ケル又ハ水線下ノ最大幅員

基準排水量ニ於ケル平均吃水

武装

四 工事著手(竣工)ノ予定期日及場所

右許可相成度出願ス

第二号様式乃至第四号様式中「大正」ヲ「昭和」ニ、「軍艦建造(船舶建(改)造)」ヲ「軍艦建造(改装)(船舶建(改)造)」ニ改ム

第三号様式中第三号ヲ左ノ如ク改ム

三 竣工ノ日ニ於ケル第一号様式第三号ノ細目

附 則

本令ハ昭和六年六月一日ヨリ之ヲ施行ス

(参照)

大正十三年八月十四日海軍省令第七号大正十三年法律第

二号施行規程抄録

第一条 大正十三年法律第二条第一項ノ行為ヲ為サ

ムトスル者ハ第一号様式ニ依リ海軍大臣ニ出願スヘシ

第二条 前条ノ出願ノ目的タル行為ハ大正十二年条約第二

号海軍軍備制限ニ関スル条約中左ノ条項ニ規定スル制限

ヲ超過スヘカラス

第五条、第六条、第九条第一項、第十条、第十一条、

第十二条、第十四条、第十五条

六 英仏伊海軍交渉関係

596

昭和5年7月6日 在仏国芳沢大使より
幣原外務大臣宛

海軍問題仏伊商議に関する仏国政府コミュニ

ケ送付について

付 記 ロンドン軍縮会議後における仏伊海軍問題交渉

経過概要

(九月四日接受)

公第五〇一号

昭和五年七月六日

在仏

特命全權大使 芳沢 謙吉(印)

外務大臣男爵 幣原 喜重郎殿

海軍問題仏伊商議ニ関スル仏国政府「コミュニ

ニケ」送付ノ件

仏伊海軍問題ニ関スル伊国外相ノ「デイリーヘラルド」記者トノ会見談ニ対シ当国外務省カ「アヴァス」通信ヲ通シ「コミュニケ」ヲ発表シタル次第ハ不取敢電報シ置キタル

処右「コミュニケ」要領概要左ノ通

伊国外相ハ仏伊間交渉ノ停頓ハ伊国側ヨリ数回ニ亘リ海軍問題商議開始方ヲ提議シ殊ニ寿府ニ於テハ仏伊両国専門委員ノ会議ヲ開催セム事ヲ申出テタルニ対シ仏国側ヨリハ通常ノ外交手段ニヨルヲ適當ト認ムル旨ノ希望アリタルニ依リ伊国側ヨリ海軍問題討議ノ先決問題トシテ倫敦會議ノ際解決ヲ見サリシ海軍休日案ノ審議ヲ提案シタル処仏国側ニ於テハ「チュニス」及「リビア」ノ問題ノ解決ヲ先決条件トスヘキ旨ヲ主張シ而モ其ノ討議ニ入ルヲ欲セサルカ為ニシテ伊国ハ仏国申出ノ方法ニヨリ何時ニテモ商議ヲ開始スルノ用意アル旨「デイリーヘラルド」記者ニ対シ語レル趣ナリ

依テ「ブリアン」外相ハ同紙記者トノ会見ニ際シ左ノ如キ声明ヲナセリ

仏伊間諸懸案解決ノ為連盟理事会ノ際商議ヲ開始スヘントノ倫敦海軍會議ノ際ノ公約ニ基キ「ブリアン」外相ハ寿府